

令和 6 年度

# 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練



2024.12.21 [土] ▶ 22 [日]

## 訓練実施計画書

総務省消防庁

緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練 三重県実行委員会

# 目次

<b>第1 実施要綱</b> .....	1
<b>第2 実施要領【陸上部門】</b> .....	13
訓練全般統一事項 .....	14
要救助者（傷病者）対応の統一事項.....	20
<b>1日目 12月21日（土）</b>	
図上訓練	
訓練 No.1 図上訓練.....	23
部隊参集訓練	
訓練 No.2 指揮支援部隊参集訓練 .....	25
訓練 No.3 県大隊等参集訓練 .....	27
部隊運用訓練	
部隊運用訓練（1日目）統一事項.....	30
訓練 No.4 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練.....	32
訓練 No.5 災害情報収集・伝達訓練.....	34
訓練 No.6 土砂災害救出訓練 .....	35
訓練 No.7 道路啓開訓練.....	37
訓練 No.8 中高層・倒壊座屈建物救出訓練 .....	39
後方支援活動訓練	
訓練 No.9 後方支援活動訓練 .....	41
<b>2日目 12月22日（日）</b>	
部隊参集訓練	
訓練 No.10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊参集訓練.....	46
部隊運用訓練	
部隊運用訓練（2日目）統一事項.....	48
【メイン会場】	
訓練 No.11 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練 .....	53
訓練 No.12 中高層・倒壊座屈建物救出訓練.....	55
訓練 No.13 多重事故救出訓練.....	56
訓練 No.14 毒劇物災害対応訓練 .....	57
訓練 No.15 応急救護所 設置・運営訓練 .....	58
訓練 No.16 大規模転院搬送対応訓練 .....	59

## 【サテライト会場】

訓練 No.17	災害情報収集・伝達訓練	61
訓練 No.18	土砂災害救出訓練	62
訓練 No.19	道路啓開訓練	63
訓練 No.20	中高層・倒壊座屈建物救出訓練	64
訓練 No.21	コンビナート火災対応訓練	65

別添資料		67
別添 1	緊急消防援助隊参加隊 一覧表	68
別添 2	県内消防相互応援隊参加隊 一覧表	71
別添 3	トランシーバー、署活動用無線機 指定表	72
別添 4	連絡先 一覧表	73

## 第3 実施要領【航空部門】 74

航空部隊 訓練実施要領	75
-------------	----

### 1日目 12月21日(土)

訓練 No.22	航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練	82
訓練 No.23	指揮支援部隊輸送訓練	84
訓練 No.24	航空部隊参集訓練	86

### 2日目 12月22日(日)

訓練 No.25	航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練	88
訓練 No.26	航空部隊参集訓練	89
訓練 No.27	航空部隊情報収集訓練	93
訓練 No.28	DMAT 輸送訓練	96
訓練 No.29	中高層建物救出訓練(サテライト会場)	99
訓練 No.30	中高層建物救出訓練(メイン会場)	101

## 第4 閉会式 103

閉会式	104
引揚要領	105

# 第1 実施要綱

# 令和6年度 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練実施要綱

## 1 目的

三重県内に大規模な災害が発生したことを想定して、三重県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊を要請し、参集した緊急消防援助隊及び他の実動機関等が相互に連携しながら実践的な訓練を行うことにより、緊急消防援助隊の消防活動上の技術と連携能力の向上を図るほか、県及び消防本部の受援計画等の検証を行うことを目的とする。

## 2 訓練基本方針

総務省消防庁から提示された「令和6年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項について」（令和6年6月25日付け消防広第337号）を基本方針とし実施するものとする。

## 3 訓練想定

鈴鹿東縁断層帯を震源とする大規模地震が発生し、鈴鹿市及び四日市市で最大震度6強が観測される。地震の影響で鈴鹿市及び四日市市を中心に建物倒壊、土砂災害、石油コンビナート火災など複合的な災害が広範囲で発生している。

## 4 実施日時

令和6年12月21日（土）9時00分から

令和6年12月22日（日）13時00分まで

## 5 実施会場

(1) 消防応援活動調整本部及び指揮本部、指揮支援本部 設置・運営訓練会場

ア 三重県庁

イ 鈴鹿市消防本部

ウ 四日市市消防本部

エ 三重県防災航空センター

(2) 部隊運用訓練会場

ア メイン会場

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

イ サテライト会場

(ア) ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」外周路

(イ) 本田技研工業株式会社「管理地」(稲生寮跡地)

(ウ) 本田技研工業株式会社「管理地」(住吉寮)

(エ) コスモ石油株式会社四日市製油所

(3) 後方支援活動訓練会場

ア ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

イ 三重県消防学校

(4) 閉会式

メイン会場

## 6 主催

総務省消防庁

緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会

## 7 共催

石川県消防長会、富山県消防長会、福井県消防長会、静岡県消防長会、  
愛知県消防長会、岐阜県消防長会、三重県消防長会

## 8 訓練参加機関

- (1) 緊急消防援助隊
- (2) 三重県内消防本部
- (3) 三重県
- (4) 鈴鹿市
- (5) 鈴鹿市消防団
- (6) 陸上自衛隊
- (7) 海上自衛隊
- (8) 航空自衛隊
- (9) 海上保安庁第四管区海上保安本部
- (10) 三重県警察本部
- (11) 三重DMA T
- (12) コスモ石油株式会社四日市製油所
- (13) 四日市臨海地区特別防災区域共同防災組織
- (14) NPO法人日本レスキュー協会
- (15) 一般社団法人ジャパンケネルクラブ
- (16) 一般社団法人三重県建設業協会

## 9 協力機関

- (1) ホンダモビリティランド株式会社
- (2) 本田技研工業株式会社
- (3) KHネオケム株式会社四日市工場
- (4) 四日市港管理組合
- (5) 中部電力パワーグリッド株式会社
- (6) 三重交通株式会社
- (7) 株式会社三重パーツ

- (8) 松阪興産株式会社
- (9) イオンモール株式会社
- (10) 株式会社ダイワテック
- (11) 株式会社ヤマトマネキン
- (12) 三重県レッカー事業協同組合
- (13) 一般社団法人三重県警備業協会
- (14) 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- (15) 株式会社ウェザーニューズ

## 10 訓練内容

### (1) 12月21日(土)

#### ア 図上訓練

- (ア) 消防応援活動調整本部 設置・運営訓練
- (イ) 指揮本部及び指揮支援本部 設置・運営訓練
- (ウ) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練

#### イ 部隊参集訓練

- (ア) 指揮支援部隊参集訓練
- (イ) 県大隊等参集訓練

#### ウ 部隊運用訓練

- (ア) 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練
- (イ) 災害情報収集・伝達訓練
- (ウ) 土砂災害救出訓練
- (エ) 道路啓開訓練
- (オ) 中高層・倒壊座屈建物救出訓練

#### エ 後方支援活動訓練

#### オ 航空部隊運用訓練

- (ア) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練
- (イ) 指揮支援部隊輸送訓練
- (ウ) 航空部隊参集訓練

### (2) 12月22日(日)

#### ア 部隊参集訓練

エネルギー・産業基盤災害即応部隊参集訓練

#### イ 部隊運用訓練

##### 【メイン会場】

- (ア) 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練
- (イ) 中高層・倒壊座屈建物救出訓練
- (ウ) 多重事故救出訓練
- (エ) 毒劇物災害対応訓練
- (オ) 応急救護所 設置・運営訓練
- (カ) 大規模転院搬送対応訓練

### 【サテライト会場】

- (キ) 災害情報収集・伝達訓練
- (ク) 土砂災害救出訓練
- (ケ) 道路啓開訓練
- (コ) 中高層・倒壊座屈建物救出訓練
- (サ) コンビナート火災対応訓練

### ウ 航空部隊運用訓練

- (ア) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練
- (イ) 航空部隊参集訓練
- (ウ) 航空部隊情報収集訓練
- (エ) DMA T輸送訓練
- (オ) 中高層建物救出訓練（メイン会場）
- (カ) 中高層建物救出訓練（サテライト会場）

## 11 訓練進行

「訓練進行表」のとおりとする。

## 12 訓練評価

各訓練会場には、訓練評価者を設けて検証を行う。

## 13 訓練の中止

(1) 実行委員会が訓練の全部又は一部中止を決定するものとし、その判断基準は次のとおりとする。

ア 三重県内において震度5弱以上の地震が発生、又は三重県内の広範囲において大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、大雪警報及び津波警報が発表され、災害対策が必要と見込まれる場合。

イ 南海トラフ地震臨時情報が発表され、三重県において「南海トラフ地震準備体制」が継続している場合。

ウ 中部ブロック内又は国内において大規模災害が発生し、緊急消防援助隊の出動要請の可能性が考えられる場合。

エ その他、中止することが必要であると判断される事象が生じた場合。

(2) 訓練の中止は、原則として12月21日（土）の6時00分までに決定し、実行委員会事務局から各県、代表消防機関及び関係機関へ電話及びメールにて連絡する。ただし、訓練実施中に突発的な災害が発生した場合は、その都度訓練の全部又は一部中止を決定する。

(3) 航空部隊は、各機関及び当該航空機の機長等が訓練参加の中止を判断する。

ア 前日の判断

前日の16時の段階で、明らかに翌日の訓練が実施できない気象状況及び災害等が発生している場合は、中止とする。



イ 当日の判断

当日 5 時の気象状況から三重県防災航空隊の機長及び運航管理と協議し、判断する。

ウ 訓練参加の可否判断

訓練参加隊は、天候不良や緊急事案発生等における訓練参加の可否について、各航空小隊の基地離陸予定時刻までに決定し、参加の可否を三重県防災航空隊に連絡するものとする。[REDACTED]

エ 訓練実施中の可否判断

(ア) 参集途上における訓練参加の可否については、各航空小隊が判断し、参加不可能と判断したならば、その旨を三重県防災航空隊へ連絡する。

(イ) ヘリベース指揮者が、ヘリベース周辺の気象状況等により、各航空小隊が参集できないと判断した場合は、その旨を各航空小隊へ連絡する。

(ウ) 訓練場所周辺の気象状況等による訓練実施の可否判断は、ヘリベース指揮者と各航空小隊が協議し決定する。また、ヘリベース離陸後については、各航空小隊が判断することとする。

# 全体配置図



1 【メイン会場】 ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」  
 (鈴鹿市稲生町)



2 【サテライト会場】 本田技研工業株式会社「管理地」(稲生寮跡地)  
 及び鈴鹿サーキット外周路 (鈴鹿市稲生町)

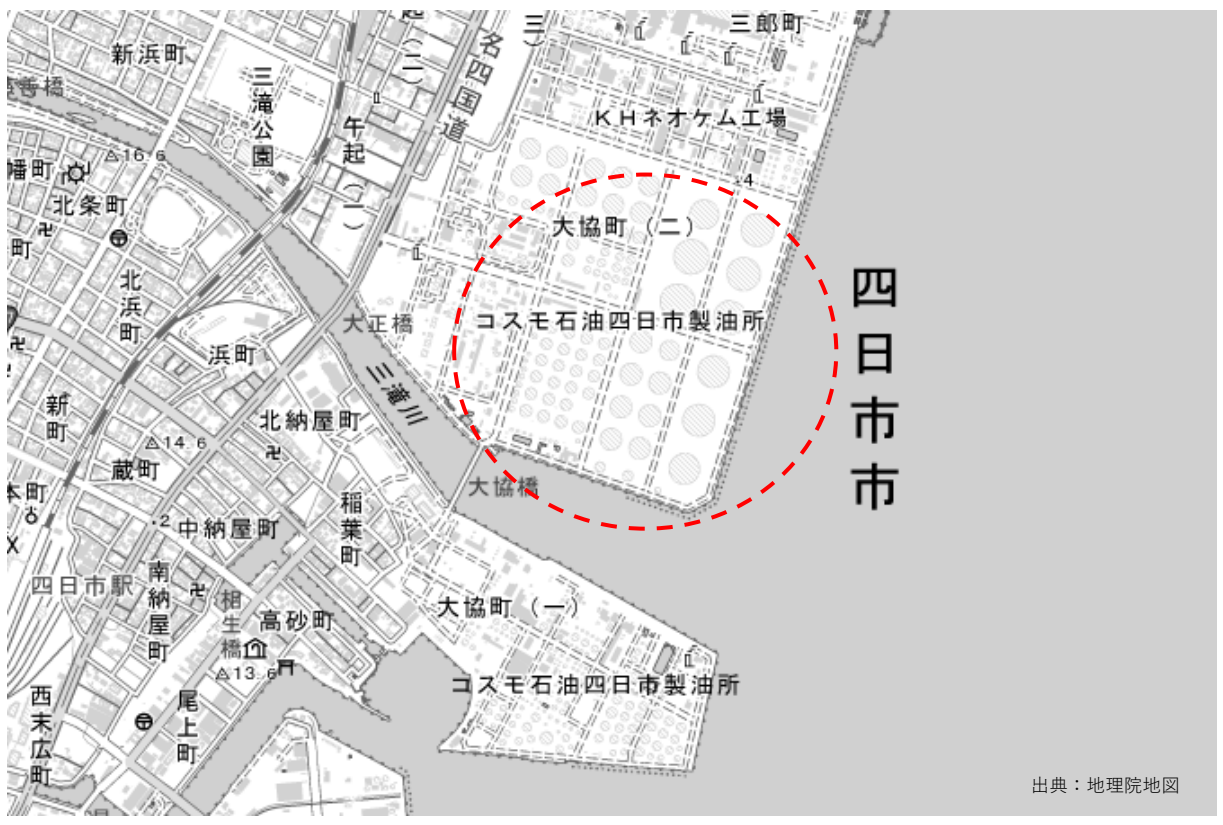




3 【サテライト会場】 本田技研工業株式会社「管理地」(住吉寮)  
(鈴鹿市住吉町)

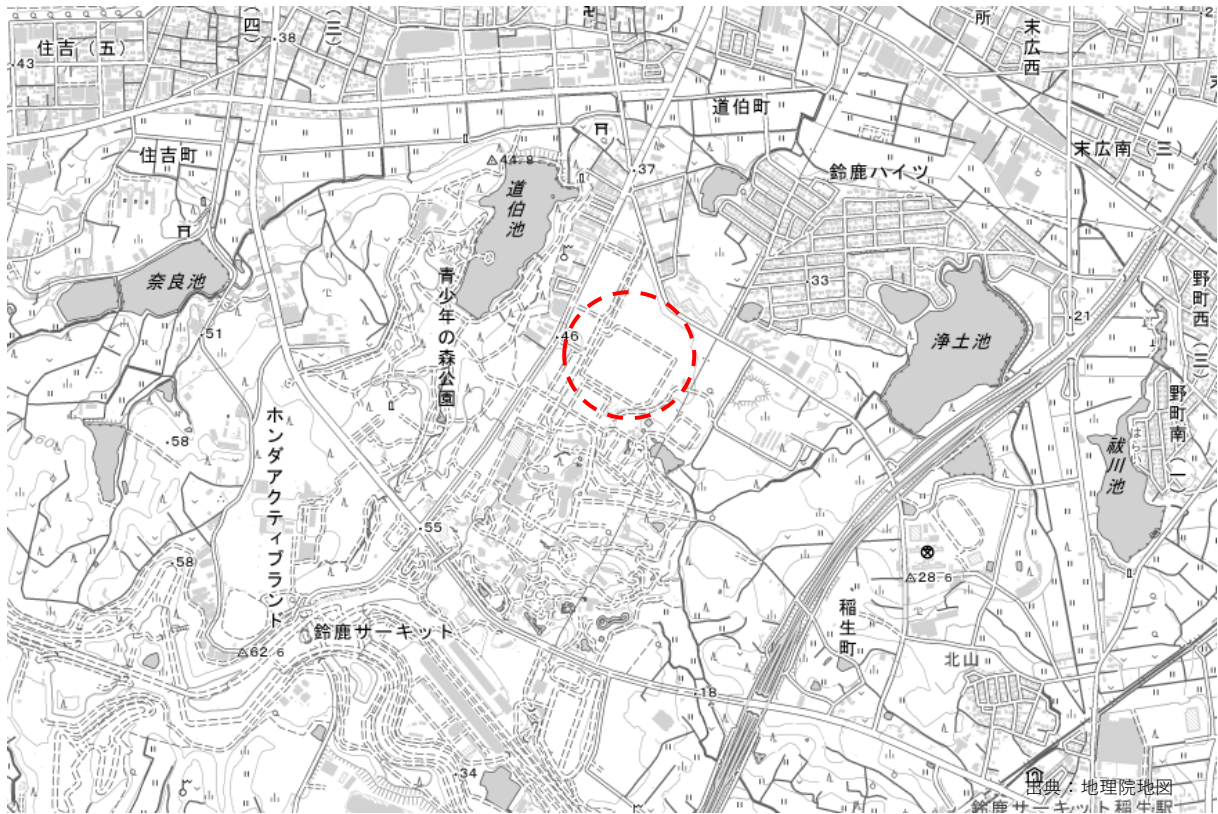


4 【サテライト会場】 コスモ石油株式会社四日市製油所 (四日市市大協町)





5 【後方支援活動訓練会場】 ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」  
(鈴鹿市稲生町)



6 【後方支援活動訓練会場】 三重県消防学校 (鈴鹿市石薬師町)



訓練進行表

12月21日(土)								12月22日(日)																	
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	~	~	6	7	8	9	10	11	12	13	
図上訓練																									
消防応援活動調整本部設置・運営訓練																									
指揮本部及び指揮支援本部等設置・運営訓練																									
航空指揮本部及び航空指揮支援本部設置・運営訓練																									
部隊参集訓練																									
部隊運用訓練																									
本田技研管理地(稲生寮跡地)及び鈴鹿サーキット外周路																									
本田技研管理地(住吉寮)																									
後方支援活動訓練																									
激励巡視																									
作戦会議																									
部隊(エネ産)参集訓練																									
部隊運用訓練																									
鈴鹿サーキット																									
本田技研管理地(稲生寮跡地)及び鈴鹿サーキット外周路																									
本田技研管理地(住吉寮)																									
コスモ石油																									
閉会式																									

12月21日(土)

12月22日(日)

県別参加隊数・人員 一覧表

部 隊 種 別		緊急消防援助隊														県内応援 被災地		合 計	
		石川 県		富山 県		福井 県		静岡 県		愛知 県		岐阜 県		三重 県					
		隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員				
指揮支援隊								2	12	1	7					3	19		
航空指揮支援隊						1	3	1	3							2	6		
統合機動部隊指揮隊		1	4	1	4	1	4	1	5	1	10	1	5			6	32		
都道府県大隊指揮隊		1	4	1	4	1	4	1	5	1	4	1	5	4	18	10	44		
エネルギー・産業基盤災害 即応部隊指揮隊								1	4	1	5			1	3	3	12		
NBC 災害即応部隊指揮隊																			
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊																			
消火小隊		2	9	2	8	2	8	2	9	2	10	2	8	11	46	23	98		
救助小隊		2	10	2	10	2	10	3	15	3	15	2	10	7	35	21	105		
救急小隊		2	6	2	6	3	9	3	9	3	9	3	9	9	27	25	75		
後方支援小隊		5	11	8	16	5	13	8	24	12	37	5	21			43	122		
通信支援小隊										2	8					2	8		
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊							2	14					1	4	3	18		
	大規模危険物火災等対応小隊							2	8	4	13			3	7	9	28		
	密閉空間火災等対応小隊																		
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊																		
	消防活動二輪小隊													2	2	2	2		
	震災対応特殊車両小隊			1	3							1	3	1	3	3	9		
	水難救助小隊																		
	その他の特殊装備小隊							1	2	2	4	1	3	3	11	7	20		
水上小隊																			
航空小隊		1	4	1	4			1	3	2	10			1	4	6	25		
航空後方支援小隊																			
合 計		14	48	18	55	15	51	28	113	34	132	16	64	43	160	168	623		

## 第2 実施要領

### 【陸上部門】



## 訓練全般統一事項

### 1 基本的事項

- (1) 本訓練はブラインド型訓練を採用しているため、訓練参加者は、指揮命令系統を遵守し、安全管理に細心の注意を払うこと。事故が発生した場合は各県大隊で対応することとし、必要に応じて事務局と協議すること。
- (2) 雨天時の備えは、各自で準備すること。
- (3) 訓練参加時における貴重品の管理は各自で実施すること。また、駐車中の車両及び資機材の管理についても徹底すること。
- (4) ゴミは各参加部隊で責任を持って必ず持ち帰ること。
- (5) トイレ及び喫煙については、指定場所以外は厳禁とする。
- (6) 宿営訓練等における食料等は、各県大隊（指揮支援部隊含む）で準備するものとし、自己完結を心掛けること。
- (7) 訓練参加隊に係る有料道路通行料、燃料費、隊員及び係員の日当等については、参加する各県等の負担とする。

### 2 服装

- (1) 図上訓練  
各機関の災害対応時に装備するもの。
- (2) 部隊運用訓練  
各機関の災害対応時に装備するもの。
- (3) 後方支援活動訓練  
各県大隊長の指定によるものとする。

### 3 情報伝達

- (1) 訓練全般を通じて、緊急消防援助隊動態情報システム（以下「動態情報システム」という。）等のデジタルツールを有効に活用すること。特に位置情報、災害状況を画像で送信する等して指揮支援隊、各県大隊及び各県後方支援本部等との情報共有に努めること。
- (2) 指揮支援本部は、各県大隊等との連絡手段（無線、携帯電話、衛星通信等）を指示すること。
- (3) 各県大隊長等は、活動報告等を指揮支援本部へ適宜報告すること。
- (4) 特定小電力トランシーバーのチャンネルは事務局が事前に指定するが、輻輳した場合は、各県大隊で調整すること。（別添3参照）

### 4 無線運用体制（運用要綱第32条による）

- (1) 消防応援活動調整本部と指揮本部・指揮支援本部、県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用すること。
- (2) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及

び活動状況に応じて使用波を指定すること。

- (3) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定すること。
- (4) 各県大隊内は、各県主運用波を使用すること。
- (5) 消防機関以外の各機関と無線交信するときは、努めて防災相互波を使用すること。(防災相互波積載車両等に限る。)
- (6) 無線の輻輳により通信に混乱が生じた場合(生じる恐れがある場合)は、必要に応じ指揮支援部隊長は無線統制又は周波数の変更を実施すること。
- (7) 三重県内で発生した災害で、防災航空隊との連携が必要な時は「統制波 2」を、ドクターヘリとの連携が必要な時は「主運用波 7」を優先的に使用する。この場合、指揮支援部隊長は訓練参加隊にその旨を周知徹底すること。
- (8) 使用無線波一覧

種 別	使用無線波						
	統制波 1	統制波 2 (※)	統制波 3	各県 主運用波	三重県 主運用波 7 (※)	航空 波	防災相互波 【アナログ】
消防応援活動調整本部	○	○	○				○
指揮支援本部・指揮本部	○	○	○				○
県大隊(県内応援隊)本部	○	○	○	○	○		○
県大隊等				○			○
県内消防相互応援隊					○		○
航空部隊		○	○			○	○
他の防災機関							○

※三重県内の実災害において、防災航空隊やドクターヘリと連携活動を行う場合は、実災害での使用を優先する。

(9) 呼出名称

- ア 消防応援活動調整本部  
「ちょうせいほんぶ」
- イ 指揮支援本部(鈴鹿市消防本部)  
「すずか しきしえんほんぶ」
- ウ 指揮本部(鈴鹿市消防本部)  
「すずか しきほんぶ」
- エ 指揮支援本部(四日市市消防本部)  
「よっかいち しきしえんほんぶ」
- オ 指揮本部(四日市市消防本部)  
「よっかいち しきほんぶ」
- カ 県大隊長  
「〇〇けん だいたいちょう」

キ 訓練参加部隊  
無線呼出名称とする。

(10) その他

無線運用及び情報伝達方法については、原則、上記に示すとおりとするが、無線交信等に不具合が生じる時は、携帯電話及び衛星電話を活用し、情報の伝達を行うこと。

## 5 動態情報システム

動態情報システムの入力要領は、原則として次のとおりとする。

- (1) 三重県、被災地消防本部（指揮本部）及び県内消防相互応援隊  
三重県の欄をチェックし入力
- (2) 各県大隊  
三重県と自県の欄をチェックし入力（自県のみ周知に係る情報は自県の欄のみチェックし入力）
- (3) 統括指揮支援隊  
三重県の欄にチェックし入力
- (4) 指揮支援隊  
三重県及び傘下の県大隊等が属する県の欄をチェックし入力

## 6 部隊表示

(1) 隊旗

項目 \ 種類	指揮支援隊旗	県隊旗	県指揮隊旗	部隊旗
図上訓練	△	-	-	-
部隊運用訓練	○	○	△	△
後方支援活動訓練	△	○	×	×
閉会式	○	○	×	×※

- ・ ○掲揚必要 ×掲揚不要 △可能であれば掲揚
- ・ 閉会式用に旗竿止バンドを準備すること。
- ・ 荒天時の旗の掲揚については、省略する場合がある。
- ※ エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、部隊運用訓練終了後、コスモ石油株式会社四日市製油所で講評があるため、部隊旗を掲揚すること。

(2) 車両表示

ア 訓練に参加する緊急消防援助隊車両は、各消防本部に配布されているマグネットシートを貼付すること。なお、県内消防相互応援隊については、マグネットシートの貼付は行わない。

イ マグネットシートの貼付については、走行中に剥がれ落ちることのないように、テープ等で補強すること。

ウ 訓練に参加する車両は、下記の例による表示（A4サイズ）を作成し、ダッシュボード上の見えるところに掲出すること。

【指揮支援部隊】

訓 練  
緊急消防援助隊  
〇〇市指揮支援隊

【統合機動部隊及び大隊】

訓 練  
緊急消防援助隊  
〇〇県大隊

【その他の部隊】

訓 練  
緊急消防援助隊  
〇〇部隊

【県内応援隊】

訓 練  
三重県内消防  
相互応援隊

## 7 訓練の評価

### (1) 各訓練における訓練評価者の指定

訓練種別		訓練会場	訓練評価者
1 日 目	図 上 訓 練	消防応援活動調整本部 設置・運営訓練	三重県庁 ・名古屋市消防局統括指揮支援隊長 ・訓練検討員（名古屋市消防局）
		指揮本部及び指揮支援本部 設置・運営訓練	鈴鹿市消防本部 ・静岡市消防局指揮支援隊長 ・訓練検討員（静岡市消防局）
			四日市市消防本部 ・浜松市消防局指揮支援隊長 ・浜松市消防局
	部隊参集訓練		進出拠点ほか ・各指揮支援隊長 ・各統合機動部隊長
	部 隊 運 用 訓 練	消防応援活動調整本部 設置・運営訓練	鈴鹿市消防本部 ・名古屋市消防局統括指揮支援隊長
		指揮本部及び指揮支援本部 設置・運営訓練	鈴鹿市消防本部 ・静岡市消防局指揮支援隊長 ・浜松市消防局指揮支援隊長
		各実動訓練	サテライト会場 ・各県大隊（統合機動部隊）長 ・訓練検討員
	後方支援活動訓練		各会場 各後方支援中隊長
2 日 目	エネルギー・産業基盤災害 即応部隊参集訓練		進出拠点ほか 各部隊長
	部 隊 運 用 訓 練	消防応援活動調整本部 設置・運営訓練	メイン会場 ・各指揮支援隊長 ・訓練検討員
		指揮本部及び指揮支援本部 設置・運営訓練	
		各実動訓練	メイン会場 ・各県大隊長 ・訓練検討員
サテライト会場 ・各県大隊長 ・各部隊長			

(2) 評価表

あらかじめ訓練評価者へ電子メールにて送付する。

(3) 評価表の提出

訓練終了後の1月8日（水）までに、評価表を電子メールにて三重県実行委員会事務局あて提出すること。

提出先メールアドレス：shobo@pref.mie.lg.jp

## 要救助者（傷病者）対応の統一事項

### 1 要救助者（傷病者）（以下、「要救助者等」という。）

生体又は訓練人形とする。

### 2 観察

- (1) 要救助者等の状態は、傷病者情報シート（以下、「情報シート」という。）又は要救助者役の演技によるものとする。また、必要に応じて係員が状況付与する。
- (2) 生体の要救助者等は、口頭又は情報シートにより接触の可否を確認すること。  
なお、接触ができない場合は観察内容を呼称することにより、要救助者役又は係員が状況付与する。
- (3) 女性の要救助者等は、接触が可能な場合に限り、手首より末梢側の触診のみとする。
- (4) 生体の要救助者等の着衣は、切断や脱衣を行わないこと。必要な場合は、動作を呼称することにより、要救助者役又は係員が状況付与する。  
なお、衣服をずらして観察する場合は、要救助者役又は係員に可否を確認し、可能な場合は胸部、腹部、背部、下腿、上肢の観察は可能とするが、プライバシーに配慮すること。
- (5) 痛感刺激を与える場合は、模擬動作と呼称を行うこと。
- (6) 生体の要救助者等のバイタルサインは、すべて実測で行うこと。訂正が必要な場合は、要救助者役又は係員が状況付与する。

### 3 処置

- (1) 処置は、外傷や症状、バイタルサインに応じて実際に行うこと。
- (2) 静脈路確保及び気道管理は、専用の訓練人形がある場合は手技を行うこと。ただし、所持してきた資器材分のみの処置回数とする。  
なお、携行する資器材は、「7 携行する資器材の一例」を参考とすること。
- (3) 生体への酸素投与は、マスクを首元に装着し、酸素を流さないこと。
- (4) 応援救急隊が用いる救急活動プロトコル及び特定行為に関する指示要請は、「応援救急隊における救急業務の実施について」（平成 29 年 3 月 30 日付け消防救第 47 号）のとおりとする。仮の MC 病院連絡先（訓練スタッフ）は次のとおりとし、特定行為の指示を受けること。

訓練エリア	指示要請先（仮想）電話番号
メイン会場	
サテライト会場	

- (5) 特定行為指示要請の電話番号が繋がらない場合は通信不通と判断し、「大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について」（平成 29 年 3 月 30 日付け消防救第 48 号）に基づき対応すること。

#### 4 トリアージタグの取扱い

- (1) トリアージタグは、各救急小隊で準備すること。
- (2) 使用方法については、現場にて調整すること。

#### 5 医療機関への搬送及び要救助者の引継ぎ

- (1) 医療機関への搬送は、指定された仮想医療機関に搬送すること。
- (2) 仮想医療機関に搬送した際は、各所属で使用している救急活動記録の写しを提出し、指示のあった場所に収容すること。

#### 6 その他

- (1) 訓練は、高所、閉所及び狭所等が設定されているため、安全管理を徹底し、係員の指示に従うこと。
- (2) 要救助者等に対し、不快と思われる言動などに十分留意すること。
- (3) 一般市民の要救助者等は、消防訓練に不慣れであるため、観察及び処置の際は十分に配慮すること。

#### 7 携行する資器材の一例

気道管理用品：気管チューブ・食道閉鎖式エアウェイ・経口エアウェイ  
経鼻エアウェイ

輸液回路・薬剤：輸液ボトル、アドレナリンプレフィルドシリンジ、ブドウ糖、  
その他必要と思われる薬剤（模擬薬品、使用期限切れ、使用済みの  
物で可とする。ただし、水道水等で本来の液量になるよう補充  
しておく。）、輸液回路（使用済み・使用期限切れの物で可とする。  
ただし、輸液が入っていないものを使用する。）、留置針、ドレ  
ッシングテープ、酒精綿、その他輸液に必要な資器材

外傷セット：バックボード、頸椎カラー、ガーゼ、三角巾等、パルスオキシ  
メータ、超音波診断装置（モックアップ可）、血圧計、体温計、  
ターニケット、その他必要と思われる資器材

※返却が必要な資器材は、事前に所属がわかるように記載等してください。



# 1 日目 12 月 21 日 [土]

## 図上訓練

---

- ・ 訓練 No. 1 図上訓練

## 部隊参集訓練

---

- ・ 訓練 No. 2 指揮支援部隊参集訓練
- ・ 訓練 No. 3 県大隊等参集訓練

## 部隊運用訓練

---

- ・ 部隊運用訓練（1 日目）統一事項
- ・ 訓練 No. 4 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練

### 【サテライト会場】

- ・ 訓練 No. 5 災害情報収集・伝達訓練
- ・ 訓練 No. 6 土砂災害救出訓練
- ・ 訓練 No. 7 道路啓開訓練
- ・ 訓練 No. 8 中高層・倒壊座屈建物救出訓練

## 後方支援活動訓練

---

- ・ 訓練 No. 9 後方支援活動訓練

## 訓練 No. 1 図上訓練

### 1 実施日時

訓練 令和6年12月21日(土) 9時00分から11時00分まで  
検証会 令和6年12月21日(土) 11時00分から11時30分まで

### 2 実施場所

- (1) 消防応援活動調整本部  
三重県庁5階 オペレーションルーム
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部  
ア 鈴鹿市消防本部4階 災害対策室  
イ 四日市市消防本部5階 作戦室
- (3) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部  
三重県防災航空センター(津市伊勢湾ヘリポート内)

### 3 訓練主眼

- (1) 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。)及び「三重県における緊急消防援助隊受援計画」に基づく、緊急消防援助隊の応援要請及び受援に係る手順の確認
- (2) 消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部の情報収集及び指揮・調整力の向上
- (3) 三重県、被災地消防本部及び防災関係機関との連携を通じた、三重県全体の受援体制の強化
- (4) 「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」(令和4年6月3日付け消防参第128号)に基づく活動の実施

### 4 参加機関

- (1) 消防応援活動調整本部  
ア 三重県  
イ 三重県防災航空隊  
ウ 四日市市消防本部(代表消防機関)  
エ 津市消防本部(代表消防機関代行)  
オ 松阪地区広域消防組合消防本部(代表消防機関代行)  
カ 鈴鹿市消防本部(被災地消防本部)  
キ 名古屋市消防局(統括指揮支援隊)  
ク 総務省消防庁
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部  
ア 鈴鹿市消防本部(被災地消防本部)  
イ 静岡市消防局(指揮支援隊)

- ウ 四日市市消防本部（被災地消防本部）
- エ 浜松市消防局（指揮支援隊）
- (3) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部
  - ア 三重県防災航空隊
  - イ 福井県防災航空隊（航空指揮支援隊）

## 5 訓練方式

ブライント型図上訓練（電話、状況付与票等による想定付与）

## 6 訓練内容

- (1) 応援要請等情報伝達訓練
  - ア 被害情報の収集管理
  - イ 緊急消防援助隊の要請
- (2) 消防応援活動調整本部 設置・運営訓練
  - ア 緊急消防援助隊に関する部隊の運用調整
  - イ 航空小隊の運用調整
  - ウ 防災関係機関との活動調整
- (3) 指揮本部 設置・運営訓練
  - ア 被害情報の収集管理
  - イ 県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の受援
  - ウ 被害状況に対する消防部隊の配備
- (4) 指揮支援本部 設置・運営訓練
  - ア 緊急消防援助隊各県大隊の管理
  - イ 消防応援活動調整本部との調整、連絡及び報告
- (5) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練  
航空部門実施要領 参照

## 7 訓練組織

- (1) プレイヤー  
緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の進出状況及びコントローラーから付与される被害情報や消防活動状況等に対して、選択、判断、実行、確認等のプロセスを繰り返し、緊急消防援助隊等の運用及び活動調整を行う。
- (2) コントローラー  
訓練参加機関以外の関係機関やその他想定される機関等の代役として、災害発生時に起こり得る様々な状況を、電話やFAX、投げ込み等の方法によりプレイヤーに付与し、訓練進行を図る。

## 8 検証会

- (1) 11時00分から各会場において検証会を実施し、11時30分に訓練終了とする。
- (2) 進行は訓練係員が行う。

## 訓練 No. 2 指揮支援部隊参集訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）8時00分から10時00分まで

### 2 実施場所

- (1) 消防応援活動調整本部  
三重県庁5階 オペレーションルーム
- (2) 指揮支援本部  
ア 鈴鹿市消防本部4階 災害対策室  
イ 四日市市消防本部5階 作戦室

### 3 訓練主眼

- (1) 指揮支援部隊の受け入れに係る指揮支援隊長との調整
- (2) 指揮支援部隊の受け入れに係るヘリコプター離着陸場や、同場所から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段の確保
- (3) 指揮支援部隊への被害状況、活動状況の報告要領の確認

### 4 参加機関

- (1) 消防応援活動調整本部への参集  
ア 名古屋市消防局（統括指揮支援隊）  
イ 三重県防災航空隊  
ウ 三重県
- (2) 指揮支援本部への参集  
ア 静岡市消防局（指揮支援隊）  
イ 浜松市消防局（指揮支援隊）  
ウ 鈴鹿市消防本部  
エ 四日市市消防本部

### 5 参集要領

訓練当日の天候及び図上訓練会場からメイン会場への移動を考慮し、陸路及び空路の2系統での参集とする。

- (1) 名古屋市消防局 統括指揮支援隊  
ア 空路による参集  
自局のヘリコプターで7時45分を目途に津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町）に着陸、三重県防災航空隊の車両で三重県庁に参集する。  
イ 陸路による参集  
自局の車両で8時45分までに三重県庁に参集する。

(2) 静岡市消防局 指揮支援隊

陸路による参集

自局の車両で9時15分までに鈴鹿市消防本部に参集する。

(3) 浜松市消防局 指揮支援隊

ア 空路による参集

自局のヘリコプターで8時15分を目途に四日市市北消防署北部分署（四日市市中村町）に着陸、四日市市消防本部の車両で同消防本部に参集する。

イ 陸路による参集

自局の車両で9時15分までに四日市市消防本部に参集する。

## 6 訓練要領

(1) 名古屋市消防局 統括指揮支援隊

指揮支援部隊長は、消防応援活動調整本部員等から被害情報、県内の消防活動状況を聴取する。また、鈴鹿市消防本部及び四日市市消防本部に指揮支援本部を設置し、指揮支援本部長を指名する。

(2) 静岡市消防局 指揮支援隊

指揮支援隊長は、指揮支援部隊長から指揮支援本部長の指名を受け、鈴鹿市消防本部に参集し、指揮者から被害情報、消防活動状況を聴取する。

(3) 浜松市消防局 指揮支援隊

指揮支援隊長は、指揮支援部隊長から指揮支援本部長の指名を受け、四日市市消防本部に参集し、指揮者から被害情報、消防活動状況を聴取する。

## 7 安全管理及び指揮支援隊の送迎

(1) 津市伊勢湾ヘリポート

三重県防災航空隊は、空路で参集した名古屋市消防局統括指揮支援隊を三重県庁（消防応援活動調整本部）に案内する。

(2) 四日市市北消防署北部分署

四日市市消防本部は、ヘリコプター着陸時の周囲の安全管理にあたるほか、空路で参集した浜松市消防局指揮支援隊を四日市市消防本部（指揮支援本部）に案内する。

## 訓練 No. 3 県大隊等参集訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土） 各県大隊等出動から参集完了まで

### 2 実施場所（進出拠点）

- (1) 鈴鹿サーキット（駐車場）
- (2) 三重県消防学校



鈴鹿サーキット（駐車場）



三重県消防学校



### 3 訓練主眼

- (1) 分割出動による迅速、円滑な参集の実施
- (2) 統合機動部隊と後続する県大隊の情報共有、連携体制の強化
- (3) 動態情報システムを活用した緊急消防援助隊の参集状況の確認、情報共有

### 4 参加機関

- (1) 各県大隊等（統合機動部隊、県大隊）
- (2) 鈴鹿市消防本部（進出拠点運営）

### 5 訓練要領

- (1) 参集は、統合機動部隊と、後続する県大隊に分かれて行うこととし、統合機動部隊が先に進出拠点へ出動すること。
- (2) 統合機動部隊長は、進出拠点に到着後、受入担当職員に統合機動部隊及び後続する県大隊の出動隊数、人員等について報告すること。
- (3) 統合機動部隊長は、受入担当職員から「指示書」を受領し、指示書に示す場所に部隊を移動させること。
- (4) 1日目、2日目の部隊運用訓練会場及び後方支援活動訓練会場は、指示書により各県大隊等に周知するものとし、それまでは公表しないものとする。
- (5) 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第21条及び第22条に基づく、部隊規模、出動ルート等の消防応援活動調整本部等への報告については、動態情報システムにて実施するものとする。
- (6) 災害現場（部隊運用訓練会場）に到着した各県大（部）隊長は、運用要綱第23条に基づき、必要な事項を電話等で、指揮支援本部長に報告・確認する。

### 6 参集時間

- (1) 進出拠点へは、次の表に掲げる時間を目安に参集することとし、指定する参集時間の概ね1時間前から同場所への到着を可能とする。（時間調整含む）

部 隊	進出拠点	参集時間	
		統合機動部隊	県大隊
岐阜県	三重県消防学校	12：40	13：10
愛知県	鈴鹿サーキット	12：40	13：10
福井県	三重県消防学校	13：30	14：00
静岡県	鈴鹿サーキット	13：50	14：20
石川県	三重県消防学校	14：30	15：00
富山県	鈴鹿サーキット	14：50	15：20

(2) 各県大隊は、統合機動部隊長の指示に従い、部隊を移動すること。

## 7 その他

- (1) 参集途上については、安全運転に心掛け、各種事故防止に十分注意すること。
- (2) 時間調整が必要な場合は、進出拠点で行うものとし、サービスエリア等で時間調整を目的とした滞在はしないこと。
- (3) 参集途上において、動態情報システム等を最大限に活用し、消防庁・調整本部及び後続する県大隊等に対して情報伝達等を行うなど、情報通信の積極的な活用を図ること。
- (4) 指揮支援部隊は、9時00分から12時00分まで図上訓練実施中のため、動態情報システム等による指示・返信はないものとする。



## 部隊運用訓練（1日目）統一事項

### 1 各県大隊の進出拠点からの車両移動

- (1) 統合機動部隊は、指定された進出拠点において指示書を受領後、部隊運用訓練参加隊は各訓練会場へ、後方支援小隊等は各後方支援活動訓練会場へ分かれて移動すること。
- (2) 後続する各県大隊長は、統合機動部隊からの活動情報を確認し、各訓練会場、後方支援活動訓練会場まで出動すること。
- (3) 部隊運用訓練会場付近では、看板又は誘導員の指示に従うこと。
- (4) それぞれの訓練会場へ移動する際は、道路交通法を遵守すること。また、無理な交差点の進入、通過は避けること。

### 2 部隊運用訓練会場

- (1) 部隊運用訓練会場周辺の車両移動については、近隣住民、一般車両及び訓練関係車両が往来するため、通行の妨げにならないように努めること。また、幅員の狭い道路及び通路においては、徐行すること。
- (2) 部隊運用訓練中については、大型車両、特殊車両及び救急車の運用を円滑に行うため、車両部署位置は十分に注意すること。

### 3 車両運行

- (1) 部隊運用訓練会場までの移動の間は、道路交通法を遵守すること。
- (2) 各部隊運用訓練会場の指定された場所から訓練エリア内に停車するまでは、赤色灯を点灯させること。（サイレンは吹鳴しないこと。）

### 4 訓練要領

- (1) 訓練参加隊は、係員及び現示シートの指示に従うこと。
- (2) 訓練中の安全管理は、各隊で十分に配意徹底し、事故防止に努めること。
- (3) 訓練中、安全管理員が危険であると判断した場合は、訓練の一時中断を指示し、その後、安全が確認された場合は再開することとする。
- (4) 訓練参加隊は、指揮支援本部長の統制及び各県大隊長の指揮のもと活動すること。
- (5) 救出した要救助者は、各会場の応急救護所又は仮想医療機関に搬送すること。
- (6) 訓練中は、保有している資機材（地震警報器、建物崩壊・土砂監視センサー等）を活用し、余震や二次災害に備えて活動するものとする。

### 5 無人航空機の運航

- (1) 各訓練エリアにおいて同時に飛行できる無人航空機（以下「ドローン」という。）は1機のみとする。
- (2) ドローンの飛行は、他の航空機との事故防止のため、次のとおり制限を設ける。

訓練会場	飛行時間	高度	飛行空域
本田技研工業株式会社 「管理地」(住吉寮)	13時00分～ 16時30分(日没)	50m以下	各訓練エリア 上空域まで
本田技研工業株式会社 「管理地」(稲生寮跡地)			
鈴鹿サーキット外周路			

- (3) ドローンを飛行させる場合は、県大隊長（統括県大隊長の指定があった場合は、同隊長）から指揮支援本部の了承を得ること。
- (4) ドローンを飛行させる場合は、必ず安全監視員を配置し、ヘリ等の航空機が近接した場合は、速やかに着陸させるか、高度変更を行い事故防止に努めること。

## 6 検索済み表示要領

- (1) 各部隊間及び関係機関との重複した検索を避けるため、検索を終了した車両、建物等に検索済みの標示を実施すること。なお、標示については「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式の導入について」（平成26年4月22日付け消防参第67号・消防地第18号）により行うものとする。
- (2) マーキングを行う際は、訓練施設に明示した現示シートの内容を確認するほか、判断に迷う場合は必ず係員の指示に従い、誤って公共物や民間施設を汚損しないよう十分に注意すること。

## 7 訓練終了

- (1) 訓練終了は、訓練本部からの終了指示をもって訓練終了とする。
- (2) 訓練終了指示を受けた県大隊は、速やかに撤収し、後方支援活動訓練会場へ移動すること。作戦会議に参加する隊は、会議開始までに指揮本部（鈴鹿市消防本部）へ移動すること。（訓練No.9「後方支援活動訓練5作戦会議」参照）

## 訓練 No. 4 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練

### 1 実施日時

- (1) 消防応援活動調整本部  
令和6年12月21日（土）13時00分から17時00分まで
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部  
令和6年12月21日（土）13時00分から部隊運用訓練終了まで

### 2 実施場所

- (1) 消防応援活動調整本部  
鈴鹿市消防本部4階 多目的室
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部  
鈴鹿市消防本部4階 災害対策室

### 3 訓練主眼

- (1) 実動部隊からの活動報告に基づく部隊運用及び活動調整
- (2) 各訓練会場の通信状況に応じた情報共有方法の指定

### 4 参加機関

- (1) 消防応援活動調整本部
  - ア 三重県
  - イ 四日市市消防本部（代表消防機関）
  - ウ 鈴鹿市消防本部（被災地消防本部）
  - エ 名古屋市消防局（統括指揮支援隊）
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部
  - ア 鈴鹿市消防本部（被災地消防本部）
  - イ 静岡市消防局（指揮支援隊）
  - ウ 浜松市消防局（指揮支援隊）

### 5 訓練要領

- (1) 名古屋市消防局統括指揮支援隊及び浜松市消防局指揮支援隊は、会場を移動し、各会場で訓練を実施すること。
- (2) 指揮支援本部長は、必要に応じて災害現場（部隊運用訓練会場）ごとに統括県大隊長を指名すること。
- (3) 指揮支援本部長は、無線、衛星電話のほか、各県大隊長等から災害現場の地点情報、災害状況等を写真で送付させる等、動態情報システム等を有効に活用し情報共有に努めること。
- (4) 指揮支援本部長は、災害状況に応じて、指揮支援隊の一部を災害現場に派遣する等、緊急消防援助隊として、一体的な活動を実施すること。
- (5) 陸上部隊からドローンの運行に関する連絡があった場合は、飛行時間、

飛行経路を聴取すること。

## 6 特記事項

- (1) 名古屋市消防局統括指揮支援隊は、訓練終了後、激励巡視会場（鈴鹿サーキット）へ陸路により移動すること。
- (2) 統括指揮支援隊は、移動中は可能な範囲で各指揮支援隊と電話や動態情報システム等で必要な情報共有を行うこと。
- (3) 指揮支援本部長は、活動終了後、各県大隊長からの活動日報を、運用要綱第 31 条に基づく別記様式 2 を使用しとりまとめ、指揮支援部隊長に報告すること。
- (4) 名古屋市消防局統括指揮支援隊は、激励巡視終了後、鈴鹿市消防本部【**仮想：三重県庁（消防応援活動調整本部）**】で宿営を行うこと。
- (5) 静岡市消防局指揮支援隊及び浜松市消防局指揮支援隊は、訓練終了後、鈴鹿市消防本部で作戦会議を行った後、同消防本部【**指揮支援本部**】で宿営を行うこと。
- (6) 各指揮支援隊は、宿営に必要な食事、寝袋等を持参すること。

## 訓練 No. 5 災害情報収集・伝達訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）緊急消防援助隊到着から活動終了まで

### 2 実施場所

- (1) 本田技研工業株式会社「管理地」（稲生寮跡地）
- (2) 本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）

### 3 訓練主眼

- (1) 地域衛星ネットワークを介した、消防庁、各都道府県及び全国の消防本部への映像伝送（公衆通信網途絶時の対応）
- (2) 情報収集活動用ドローン、映像伝送装置及び動態情報システム等を活用した災害規模、活動状況及び消防車両の部署状況の共有

### 4 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊（ドローン保有隊）
- (2) 緊急消防援助隊（愛知県通信支援小隊、ドローン保有隊）

### 5 訓練要領

- (1) 無線中継車を活用した映像伝送訓練

ア 愛知県通信支援小隊は訓練会場において、次に掲げる時間に映像伝送を行う。

訓練会場	映像伝送時間	LASCOM 配信チャンネル
本田技研工業株式会社 「管理地」（住吉寮）		

イ 映像伝送に係る申し込みについては、（一財）自治体衛星通信機構に訓練実施機関において行うこと。

ウ 訓練当日の都合で、映像伝送時間を変更したり、映像伝送ができない場合は、訓練実施機関から（一財）自治体衛星通信機構に必ず電話連絡すること。

エ 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、それぞれ消防応援活動調整本部、指揮支援本部で、現場の活動状況を確認すること。

- (2) ドローン及び動態情報システム等を活用した災害情報収集・伝達訓練

ア ドローンを飛行させる際は、飛行時間、飛行経路を県大隊長から指揮支援本部に連絡し、了承を得ること。

（「部隊運用訓練（1日目）統一事項 5 無人航空機の運航」参照）

イ 収集した情報については、情報共有を実施し、部隊運用及び安全管理に積極的に活用するものとする。

## 訓練 No. 6 土砂災害救出訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）緊急消防援助隊到着から活動終了まで

### 2 実施場所

本田技研工業株式会社「管理地」（稲生寮跡地）



出典：地理院地図

本田技研工業株式会社「管理地」（稲生寮跡地）

### 3 訓練想定

地震により、大規模な土砂災害が発生し、多数の要救助者が発生しているもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」に基づく活動の実施
- (2) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊との連携
- (3) 水陸両用車、重機等の特殊車両との連携

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊

### 6 訓練要領

- (1) 指揮支援本部長は、統括県大隊長の指名を考慮すること。
- (2) 要救助者は、会場内の応急救護所又は仮想医療機関に搬送すること。

- (3) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

## 7 特記事項

- (1) 訓練エリアへは、道路啓開が完了するまで車両による進入は不可とする。
- (2) 活動は「部隊運用訓練（1日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (3) 係員及び現示シートの指示に従うこと。

## 訓練 No. 7 道路啓開訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）緊急消防援助隊到着から活動終了まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」外周路



「鈴鹿サーキット」外周路

### 3 訓練想定

地震により、被災地へ向かう幹線道路の数か所が陥没し、斜面崩壊等により道路が閉塞しているもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊との連携
- (2) 重機等の特殊車両との連携
- (3) 道路状況に応じた啓開作業を実施しながらの迅速な進出

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊

### 6 訓練要領

- (1) 人員及び小型車両等を速やかに投入できるよう、段階的な道路啓開を行うこと。
- (2) 道路上に置かれた土砂等の障害物を確実に撤去すること。
- (3) 要救助者は、会場内の応急救護所又は仮想医療機関に搬送すること。



## 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（1日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。

## 訓練 No. 8 中高層・倒壊座屈建物救出訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）緊急消防援助隊到着から活動終了まで

### 2 実施場所

本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）



出典：地理院地図

本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）

### 3 訓練想定

地震により、中高層建物が倒壊・座屈し、建物内に多数の要救助者がいるもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊との連携
- (2) 災害実態の早期把握及び余震等に対する部隊の安全管理
- (3) ブリーチング、閉鎖・狭隘空間、立体救助の効率的な実施

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊

### 6 訓練要領

- (1) 指揮支援本部長は、統括県大隊長の指名を考慮すること。
- (2) 要救助者は会場内の応急救護所に搬送すること。
- (3) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活

動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

## 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（1日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。

## 訓練 No. 9 後方支援活動訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）到着から翌22日（日）11時00分まで

### 2 訓練会場

- (1) 鈴鹿サーキット（駐車場）
- (2) 三重県消防学校



鈴鹿サーキット（駐車場）



三重県消防学校

### 3 訓練主眼

- (1) 後方支援活動の一体的かつ効率的な実施
- (2) デコンタミネーションを強化した後方支援の実施
- (3) 他県、他機関の先進的な後方支援活動の共有

### 4 訓練要領

- (1) 後方支援中隊長は係員に到着報告を行い、必要な指示を受けること。
- (2) 会場への車両進入及び資機材の搬入は、係員の指示に従うこと。
- (3) 発電機（車両エンジン含む。）は原則、21日（土）22時30分～翌22日（日）5時00分までの間は使用しないこと。

### 5 作戦会議（対面式会議）

- (1) 実施日時  
令和6年12月21日（土） 19時00分～20時00分
- (2) 実施場所  
鈴鹿市消防本部4階 災害対策室
- (3) 参加者  
指揮者：鈴鹿市消防本部  
指揮支援隊：静岡市消防局指揮支援隊、浜松市消防局指揮支援隊  
県大隊長（部隊長含む）：愛知県大隊、岐阜県大隊、静岡県大隊、  
福井県大隊、富山県大隊、石川県大隊、  
救急特別編成部隊（静岡市）  
県内応援隊：三重県大隊
- (4) 実施要領  
ア 県大隊長は、部隊運用訓練終了後、鈴鹿市消防本部（指揮本部）に移動し、作戦会議に参加すること。  
イ 指揮本部の指揮のもと、当日の活動報告及び翌日の活動に向けた会議を実施すること。  
ウ 県大隊長は、会議終了後、後方支援活動訓練場所で同会議の内容を各小隊に展開すること。

### 6 激励巡視

- (1) 実施日時  
令和6年12月21日（土） 19時00分～19時30分
- (2) 実施場所  
鈴鹿サーキット
- (3) 実施者  
ア 消防庁国民保護・防災部防災課長  
イ 三重県防災対策部長  
ウ 三重県消防長会 会長



エ 鈴鹿市消防長

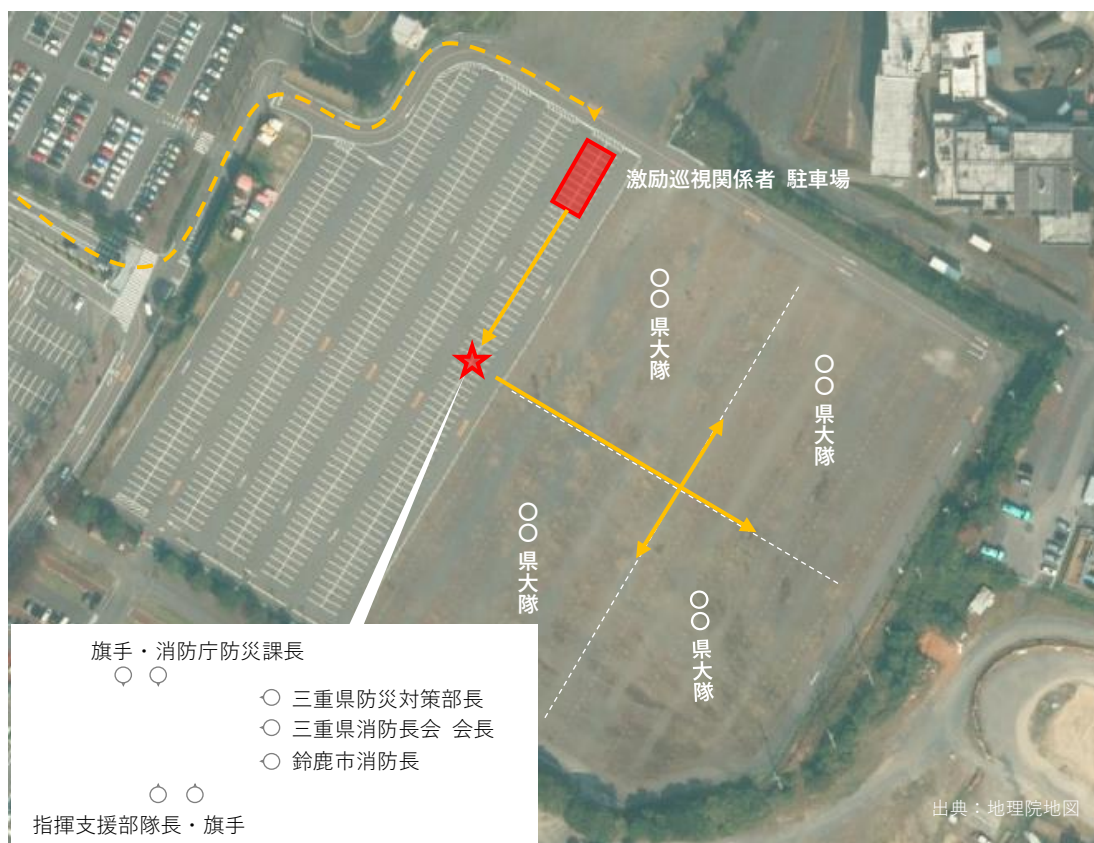
(4) 実施要領

ア 指揮支援部隊長は、別図に示す「☆」の位置において、巡視者に対し「総員○隊○名、後方支援活動実施中」と報告する。

イ 指揮支援部隊長は、上記報告の後、別図に示す経路で巡視者を各県大隊の訓練エリアに誘導する。

ウ 後方支援中隊長は、巡視者から質問があった場合は、活動状況について適宜、説明を行うものとする。(後方支援中隊長以外は活動を継続するものとする。)

エ 服装は、活動服、アポロキャップ、編上靴とする。



## 7 特記事項

- (1) 訓練は自己完結型とし、訓練に必要な資機材及び食料等は各隊で準備すること。
- (2) 厳冬期での宿営訓練を想定し、必要な資機材等を各隊で検討・準備すること。
- (3) 火気の使用は、十分に気を付けること。
- (4) 訓練で発生したゴミ等は、必ず各隊で持ち帰ること。
- (5) 喫煙は、指定した場所で行うこと。
- (6) トイレの使用については、清潔を保つよう心掛け、汚れた場合は清掃すること。
- (7) 貴重品の管理は、各自・各隊等で責任を持って行うこと。
- (8) 活動後の隊員の宿営訓練会場は、汚染物質等の持ち込みを防ぐため、清潔区域を確保（デコンタミネーション：手洗い、うがい、消毒等）すること。

なお、上記に係る資機材等は後方支援活動の一環とし、各県大隊で準備すること。

(9) 各後方支援中隊長等は、積極的に他県の職員と活動調整、情報交換を図ること。

(10) 燃料補給が必要な場合は、安全管理を徹底し、各県大隊自己完結で実施すること。

(11) 後方支援活動訓練終了後、後方支援小隊は 22 日（日）11 時までに資機材を撤収し、速やかに同場所を出発すること。

2 日目 12 月 22 日 [日]

## 部隊参集訓練

---

- ・ 訓練 No.10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊参集訓練

## 部隊運用訓練

---

- ・ 部隊運用訓練（2 日目）統一事項

### 【メイン会場】

- ・ 訓練 No.11 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練
- ・ 訓練 No.12 中高層・倒壊座屈建物救出訓練
- ・ 訓練 No.13 多重事故救出訓練
- ・ 訓練 No.14 毒劇物災害対応訓練
- ・ 訓練 No.15 応急救護所 設置・運営訓練
- ・ 訓練 No.16 大規模転院搬送対応訓練

### 【サテライト会場】

- ・ 訓練 No.17 災害情報収集・伝達訓練
- ・ 訓練 No.18 土砂災害救出訓練
- ・ 訓練 No.19 道路啓開訓練
- ・ 訓練 No.20 中高層・倒壊座屈建物救出訓練
- ・ 訓練 No.21 コンビナート火災対応訓練



## 訓練 No. 10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊参集訓練

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 各部隊出動から参集完了まで

### 2 実施場所（進出拠点）

コスモ石油株式会社四日市製油所駐車場



### 3 訓練主眼

- (1) 迅速、円滑な参集の実施
- (2) 動態情報システムを活用した緊急消防援助隊の参集状況の確認、情報共有

### 4 参加機関

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- (2) 四日市市消防本部（進出拠点運営）

### 5 訓練要領

- (1) 各部隊長は、進出拠点に到着後、受入担当職員に出動隊数、人員等について報告すること。
- (2) 各部隊長は、受入担当職員から「指示書」を受領し、指示書に示す場所に部隊を移動させること。
- (3) 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第21条及び第22条に基づく、部隊規模、出動ルート等の消防応援活動調整本部等への報告については、動態情報システムにて実施するものとする。
- (4) 災害現場（部隊運用訓練会場）に到着した各部隊長は、運用要綱第23条に基

づき、必要な事項を電話等で、指揮支援本部長に報告・確認する。

## 6 参集時間

進出拠点へは、次の表を目安に参集すること。

部隊	参集時間
愛知県エネルギー・産業基盤災害即応部隊	8時10分
静岡県エネルギー・産業基盤災害即応部隊	8時20分

## 7 その他

- (1) 参集途上については、安全運転に心掛け、各種事故防止に十分注意すること。
- (2) 時間調整が必要な場合は、進出拠点で行うものとし、サービスエリア等で時間調整を目的とした滞在はしないこと。
- (3) 参集途上において、動態情報システム等を最大限に活用し、消防庁・調整本部に対して情報伝達等を行うなど、情報通信の積極的な活用を図ること。
- (4) 指揮支援部隊からの動態情報システム等による指示・返信は、6時30分から行うものとする。

## 部隊運用訓練（2日目）統一事項

### 1 部隊運用訓練会場

2日目の部隊運用訓練会場は、1日目の部隊参集訓練の「指示書」により各県大隊等に公表するものとする。

### 2 集結場所

(1) 鈴鹿サーキットAパドック（メイン会場に出動する県大隊等の集結場所）



(2) 鈴鹿サーキット駐車場（本田技研工業株式会社「管理地」(稲生寮跡地)）に出動する県大隊の集結場所





- (3) 三重県消防学校駐車場（本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）に出動する県大隊の集結場所）



- (4) コスモ石油株式会社四日市製油所駐車場（コスモ石油株式会社四日市製油所に出動する各部隊の集結場所）



### 3 後方支援活動訓練会場からの車両移動

- (1) 各県大隊は、1日目に受領した指示書に記載の出動先に応じて、次に掲げる集結場所に、係員の指示を受け移動すること。

出動先	集結場所	後方支援活動訓練会場 出発時刻
メイン会場	鈴鹿サーキット Aパドック	8時00分
本田技研工業株式会社 「管理地」(住吉寮)	三重県消防学校 駐車場	8時00分
本田技研工業株式会社 「管理地」(稲生寮跡地)	鈴鹿サーキット 駐車場	8時30分

- (2) 車両集結場所では、看板及び係員の指示に従うこと。
- (3) それぞれの訓練会場等へ移動する際は、道路交通法を遵守すること。また、無理な交差点の進入、通過は避けること。
- (4) 各後方支援活動訓練会場の後方支援中隊は、11時00分までに資機材を撤収すること。

#### 4 集結場所から部隊運用訓練会場までの出動

##### (1) メイン会場出動隊

集結場所から係員の指示に従い車両待機場所（9 メイン会場配置図参照）へ移動した後、係員の合図で出動する。出動から各訓練エリア内に停車するまでは、前照灯及び赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴すること。

##### (2) 本田技研工業株式会社「管理地」(稲生寮跡地) 出動隊

集結場所から係員の合図で出動する。出動から訓練エリア内に停車するまでは、前照灯及び赤色灯を点灯し、サイレンは吹鳴しないこと。

##### (3) 本田技研工業株式会社「管理地」(住吉寮) 出動隊

集結場所から係員の合図で出動する。訓練エリア内に入った後、停車するまでは前照灯及び赤色灯を点灯し、サイレンは吹鳴しないこと。

##### (4) コスモ石油株式会社四日市製油所出動隊

集結場所から係員の合図で出動する。訓練エリア内に入った後、停車するまでは前照灯及び赤色灯を点灯し、サイレンは吹鳴しないこと。

#### 5 訓練要領

- (1) 各訓練エリアでは、係員及び現示シートの指示に従うこと。
- (2) 訓練中の安全管理は、各隊で十分に配意徹底し、事故防止に努めること。
- (3) 訓練中、安全管理員が危険であると判断した場合は、訓練の一時中断を指示し、その後、安全が確認された場合は再開することとする。
- (4) 訓練参加隊は、各指揮支援隊長の統制及び各県大隊長の指揮のもと活動すること。
- (5) 救出した要救助者は、各会場の応急救護所等に搬送すること。
- (6) 訓練中は、保有している資機材（地震警報器、建物崩壊・土砂監視センサー等）を活用し、余震や二次災害に備えて活動するものとする。

## 6 無人航空機の運航

### (1) 各会場におけるドローン運航

ア サテライト会場の各訓練エリアにおいて、同時に飛行できるドローンは1機のみとする。

イ メイン会場及びコスモ石油株式会社四日市製油所でのドローン飛行は、禁止とする。

### (2) 飛行時間等の制限

各会場におけるドローンの飛行は、他の航空機との事故防止のため、次のとおり制限を設ける。

訓練会場	飛行時間	高度	飛行空域
本田技研工業株式会社 「管理地」(住吉寮)	9時00分～10時00分	50m以下	各訓練エリア 上空域まで
本田技研工業株式会社 「管理地」(稲生寮跡地)			
鈴鹿サーキット外周路			

(3) 全会場において、ドローンを飛行させる場合は、県大隊長(統括県大隊長の指定があった場合は同隊長)から指揮支援本部経由で消防応援活動調整本部(三重県災害対策本部 航空運用調整班)の了承を得ること。

(4) ドローンを飛行させる場合は、必ず安全監視員を配置し、ヘリ等の航空機が近接した場合は、速やかに着陸させるか、高度変更を行い事故防止に努めること。

## 7 検索済み表示要領

(1) 各部隊間及び関係機関との重複した検索を避けるため、検索を終了した車両、建物等に検索済みの標示を実施すること。なお、標示については「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示(マーキング)方式の導入について」(平成26年4月22日付け消防参第67号・消防地第18号)により行うものとする。

(2) マーキングを行う際は、訓練施設に明示した現示シートの内容を確認するほか、判断に迷う場合は必ず係員の指示に従い、誤って公共物や民間施設を汚損しないよう十分に注意すること。

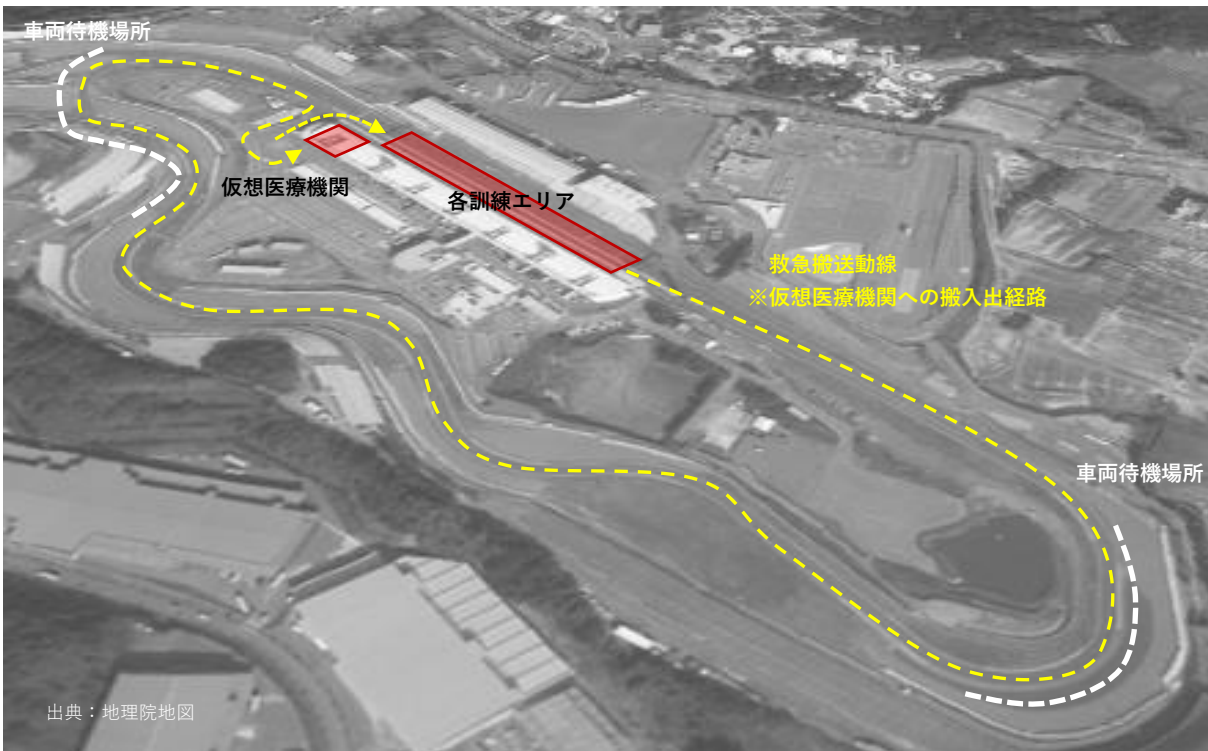
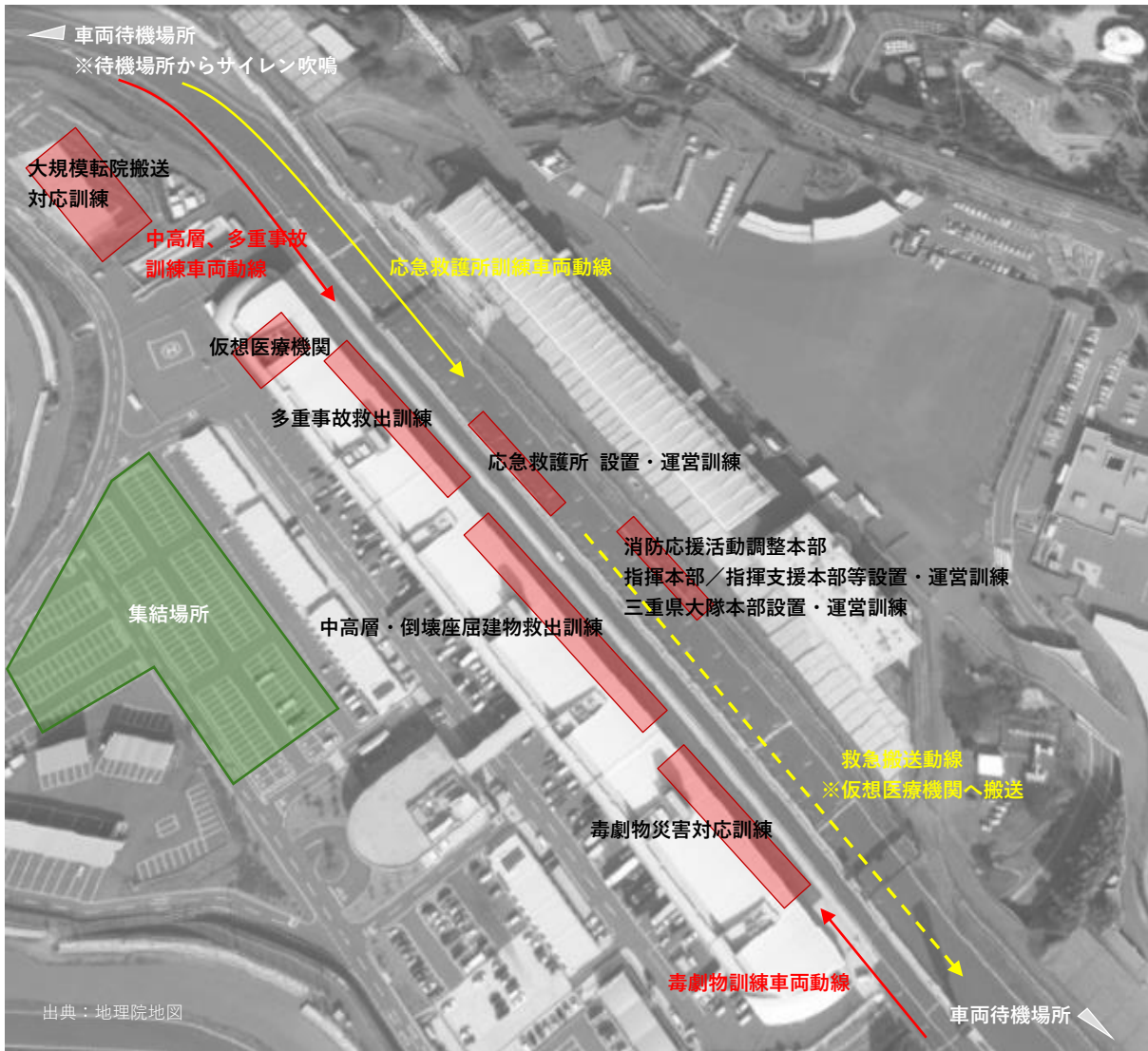
## 8 訓練終了

(1) 訓練終了は、訓練本部からの終了指示をもって訓練終了とする。

(2) 訓練終了指示を受けた県大隊は、速やかに撤収し、閉会式に参加すること。  
(参加者等については、「第4 閉会式」参照)



# 9 メイン会場配置図



## 訓練 No. 11 消防応援活動調整本部等 設置・運営訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

- (1) 消防応援活動調整本部  
メイン会場【仮想：三重県庁】
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部  
メイン会場【仮想：鈴鹿市消防本部及び四日市市消防本部】
- (3) 三重県大隊本部  
メイン会場

### 3 訓練主眼

- (1) 実動部隊からの活動報告に基づく部隊運用及び活動調整
- (2) 各訓練会場の通信状況に応じた情報共有方法の指定
- (3) 航空運用調整班との連携による陸上部隊と航空部隊の連携強化
- (4) 各調整所設置に伴う効果的な指揮支援活動の実施
- (5) 「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」（令和4年6月3日付け消防参第128号）に基づく活動の実施

### 4 参加機関

- (1) 消防応援活動調整本部
  - ア 三重県
  - イ 三重県防災航空隊
  - ウ 四日市市消防本部（代表消防機関）
  - エ 鈴鹿市消防本部（被災地消防本部）
  - オ 名古屋市消防局（統括指揮支援隊）
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部
  - ア 鈴鹿市消防本部（被災地消防本部）
  - イ 静岡市消防局（指揮支援隊）
  - ウ 四日市市消防本部（被災地消防本部）
  - エ 浜松市消防局（指揮支援隊）
- (3) 三重県大隊本部  
四日市市消防本部

### 5 訓練要領

- (1) 被害状況、活動状況の一元的把握及び機関ごとに収集した情報を共有し、活動部隊の管理を行う。
- (2) 緊急消防援助隊の運用調整を行う。



(3) 防災関係機関との活動調整を行う。

## 6 活動要領

### (1) 消防応援活動調整本部設置運営訓練

ア 本訓練は、訓練会場に設営したテント内において実施する。

イ 訓練参加者は、8時30分までに消防応援活動調整本部（テント）入りし、係員の指示により訓練を開始すること。

ウ 訓練中は無線を使用するとともに、動態情報システム等を活用し、位置情報、活動状況写真等を随時送信するなど、活動隊との情報共有に努めること。

エ 指揮支援部隊長は、訓練中の事故を確認した場合又は指揮支援本部等から事故の報告を受けた場合は、係員へ連絡するとともに、訓練の一時中断若しくは中止を指示すること。

オ 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとする。

### (2) 指揮本部及び指揮支援本部設置運営訓練

ア 本訓練は、訓練会場に設営したテント内において実施する。

イ 訓練参加者は、8時30分までに指揮本部又は指揮支援本部（テント）入りし、係員の指示により訓練を開始すること。

ウ 指揮支援隊長は、メイン会場及び各サテライト会場で活動する各県大隊の活動を統括する。

エ 災害状況等は、動態情報システム等を有効に活用し、情報共有に努めること。

オ 各機関との情報共有・連携を図ること。

### (3) 三重県大隊本部設置運営訓練

ア 本訓練は、訓練会場に本部を設置し実施する。

イ 訓練参加者は、8時30分までに所定の配置に着き、係員の指示により訓練を開始すること。

ウ 三重県大隊長は、メイン会場及び各サテライト会場で活動する各中隊の活動を統括する。

エ 災害状況等は、動態情報システム等を有効に活用し、情報共有に努めること。

オ 指揮本部との情報共有・連携を図ること。

## 訓練 No. 12 中高層・倒壊座屈建物救出訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）10時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

### 3 訓練想定

地震により、中高層建物が倒壊・座屈し、建物内に多数の要救助者がいるもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (2) 災害実態の早期把握及び余震等に対する部隊の安全管理
- (3) ブリーチング、閉鎖・狭隘空間、立体救助の効率的な実施

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 鈴鹿市消防団
- (4) 陸上自衛隊
- (5) NPO法人日本レスキュー協会

### 6 訓練要領

- (1) 指揮支援本部長は、統括県大隊長の指名を考慮すること。
- (2) 要救助者は会場内の応急救護所に搬送すること。
- (3) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

### 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。
- (3) 本会場の既存施設において、活動の際は必ず現示シートを確認し、誤って破壊したり、マーキング等で汚損しないよう十分に注意すること。

## 訓練 No. 13 多重事故救出訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 10時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

### 3 訓練想定

地震による道路断裂により、多重衝突事故が発生し、多数の要救助者が発生しているもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (2) 要救助者のトリアージ結果に基づく効率的な救助活動の実施
- (3) 立体救助の効率的な実施

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 鈴鹿市消防団
- (4) 三重県警察本部

### 6 訓練要領

- (1) 指揮支援本部長は、統括県大隊長の指名を考慮すること。
- (2) 要救助者は会場内の応急救護所に搬送すること。
- (3) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

### 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。
- (3) 訓練用車両には「破壊不可」の車両があることから、活動の際は必ず現示シートを確認し、誤って破壊したり、マーキング等で汚損しないよう十分に注意すること。

## 訓練 No. 14 毒劇物災害対応訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 10時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

### 3 訓練想定

地震により、毒劇物が漏洩し複数の要救助者が発生しているもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 被災地消防本部の指揮による県内消防相互応援隊と緊急消防援助隊の連携した救出、除染活動。
- (2) 災害実態及び危険性の早期把握と、後着部隊への正確な情報伝達、活動方針の徹底。
- (3) 意思疎通困難な現場における、情報伝達方法の事前共有。
- (4) 大型除染テントを使用した除染活動。

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊

### 6 訓練要領

- (1) 被災地消防本部の指揮により、県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊は活動すること。
- (2) 各隊は連携して、ゾーニング、救出活動、危険排除、除染活動等を実施すること。
- (3) 大型除染テントは、県内消防相互応援隊保有のものを事前に設定しておくものとする。
- (4) 要救助者はコールドゾーンへ救出後、指定された場所へ搬送すること。
- (5) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

### 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。
- (3) 本会場の既存施設において、活動の際は必ず現示シートを確認し、誤って破壊したり、マーキング等で汚損しないよう注意すること。

## 訓練 No. 15 応急救護所 設置・運営訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）10時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

### 3 訓練想定

消防機関及び医療機関が相互に連携し応急救護所を設置し、各災害現場から搬送された傷病者のトリアージ及び応急処置を実施するとともに、救急車による仮想医療機関への搬送を実施するもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (2) 救急特別編成部隊を効果的に運用するための指揮体制の構築
- (3) 要救助者の引継ぎとトリアージタグの取扱い
- (4) 指揮本部及び指揮支援本部との人的被害情報の共有

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 三重DMAT

### 6 訓練要領

- (1) DMAT等と連携し、搬送された要救助者のトリアージ及び応急処置を行うこと。
- (2) 救急隊の運用に関して必要な場合は、指揮支援本部と調整を図ること。
- (3) 各救急隊の資機材は、要救助者の引継ぎと同時に回収し、資機材の紛失防止を図ること。
- (4) 要救助者への対応及びトリアージタグの取扱等については、実施要領「要救助者（傷病者）対応の統一事項」によること。
- (5) 仮想医療機関への救急搬送は、応急救護所の救急隊で対応すること。
- (6) 仮想医療機関への救急車の動線は「部隊運用訓練（2日目）統一事項 9 メイン会場配置図」に定めるとおりとする。
- (7) 救急搬送時は、前照灯及び赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴すること。なお、サイレンの吹鳴は、出動から第1コーナーまでとする。
- (8) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとする。

### 7 特記事項

活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。

## 訓練 No. 16 大規模転院搬送対応訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）10時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

### 3 訓練想定

地震による仮想医療機関の一部崩落危険により、多数の患者の転院搬送が必要となるもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (2) 救急特別編成部隊を効果的に運用するための指揮体制の構築
- (3) 県災害対策本部と連携し、効果的な搬送体制の確立
- (4) 指揮本部及び指揮支援本部との人的被害情報の共有

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 三重DMAT
- (4) 航空自衛隊
- (5) 海上保安庁第四管区海上保安本部

### 6 訓練要領

- (1) 救急隊の運用に関して必要な場合は、指揮支援本部と調整を図ること。
- (2) 各救急隊の資機材は、要救助者の引継ぎと同時に回収し、資機材の紛失防止を図ること。
- (3) 要救助者への対応等については、実施要領「要救助者（傷病者）対応の統一事項」によること。
- (4) 大規模転院搬送における救急搬送は、応急救護所の救急隊で対応すること。
- (5) 大規模転院搬送における搬送先及び救急車の動線は、仮想医療機関で指示を受けること。
- (6) 救急搬送時は、前照灯及び赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴すること。なお、サイレンの吹鳴は、出動から第1コーナーまでとする。
- (7) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとする。

### 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。

- (2) ヘリコプターにより搬送される傷病者は、予め搬送対象者を定めているため、傷病程度等に関係なく、搬送の指示が進行係員から入る場合がある。

## 訓練 No. 17 災害情報収集・伝達訓練【サテライト会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

- (1) 本田技研工業株式会社「管理地」（稲生寮跡地）
- (2) 本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）

### 3 訓練主眼

- (1) 地域衛星ネットワークを介した、消防庁、各都道府県、及び全国の消防本部への映像伝送（公衆通信網途絶時の対応）
- (2) 情報収集活動用ドローン及び映像伝送装置並びに動態情報システム等を活用した災害規模、活動状況の共有

### 4 参加機関

緊急消防援助隊（愛知県通信支援小隊、ドローン保有隊）

### 5 訓練要領

- (1) 無線中継車を活用した映像伝送訓練  
ア 愛知県通信支援小隊は、次に掲げる時間内で映像伝送を行う。

訓練会場	映像伝送時間	LASCOM 配信チャンネル
本田技研工業株式会社 「管理地」（稲生寮跡地）		

- イ 映像伝送に係る申し込みについては、（一財）自治体衛星通信機構に訓練実施機関において行うこと。
- ウ 訓練当日の都合で、映像伝送時間を変更したり、映像伝送ができない場合は、必ず訓練実施機関から（一財）自治体衛星通信機構に電話連絡すること。
- エ 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、それぞれ消防応援活動調整本部、指揮支援本部で、現場の活動状況を確認すること。

- (2) ドローン及び動態情報システムを活用した情報収集・共有訓練  
ア ドローンを飛行させる際は、飛行時間、飛行経路を県大隊長から指揮支援本部経由で消防応援活動調整本部（航空運用調整班）に連絡し、了承を得ること。  
（「部隊運用訓練（2日目）統一事項 6 無人航空機の運航」参照）  
イ 収集した情報については、情報共有を実施し、部隊運用及び安全管理に積極的に活用するものとする。



## 訓練 No. 18 土砂災害救出訓練【サテライト会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

本田技研工業株式会社「管理地」（稲生寮跡地）

### 3 訓練想定

地震により、大規模な土砂災害が発生し、多数の要救助者が発生しているもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」に基づく活動の実施
- (2) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (3) 水陸両用車、重機等の特殊車両との連携

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 陸上自衛隊
- (4) 一般社団法人ジャパンケネルクラブ

### 6 訓練要領

- (1) 指揮支援本部長は、統括県大隊長の指名を考慮すること。
- (2) 要救助者は、会場内の応急救護所又は仮想医療機関に搬送すること。
- (3) 訓練の終了は、訓練本部指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

### 7 特記事項

- (1) 訓練エリアへは、道路啓開が完了するまで車両による進入は不可とする。
- (2) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (3) 係員及び現示シートの指示に従うこと。

## 訓練 No.19 道路啓開訓練【サテライト会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」外周路

### 3 訓練想定

地震により、斜面崩壊が発生し道路が閉塞しているもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (2) 重機等の特殊車両との連携
- (3) 啓開作業を実施しながらの迅速な進出

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 陸上自衛隊
- (4) 一般社団法人三重県建設業協会

### 6 訓練要領

- (1) 人員及び小型車両等を速やかに投入できるよう、段階的な道路啓開を行うこと。
- (2) 道路上に置かれた土砂等の障害物を確実に撤去すること。
- (3) 要救助者は、会場内の応急救護所又は仮想医療機関に搬送すること。

### 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。

## 訓練 No. 20 中高層・倒壊座屈建物救出訓練【サテライト会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）

### 3 訓練想定

地震により、中高層建物が倒壊・座屈し、建物内に多数の要救助者がいるもの。

### 4 訓練主眼

- (1) 県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊、関係機関との連携
- (2) 災害実態の早期把握及び余震等に対する部隊の安全管理
- (3) ブリーチング、閉鎖・狭隘空間、立体救助の効率的な実施

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 三重県警察本部

### 6 訓練要領

- (1) 指揮支援本部長は、統括県大隊長の指名を考慮すること。
- (2) 要救助者は会場内の応急救護所に搬送すること。
- (3) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとし、活動終了後、各県大隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

### 7 特記事項

- (1) 活動は「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。

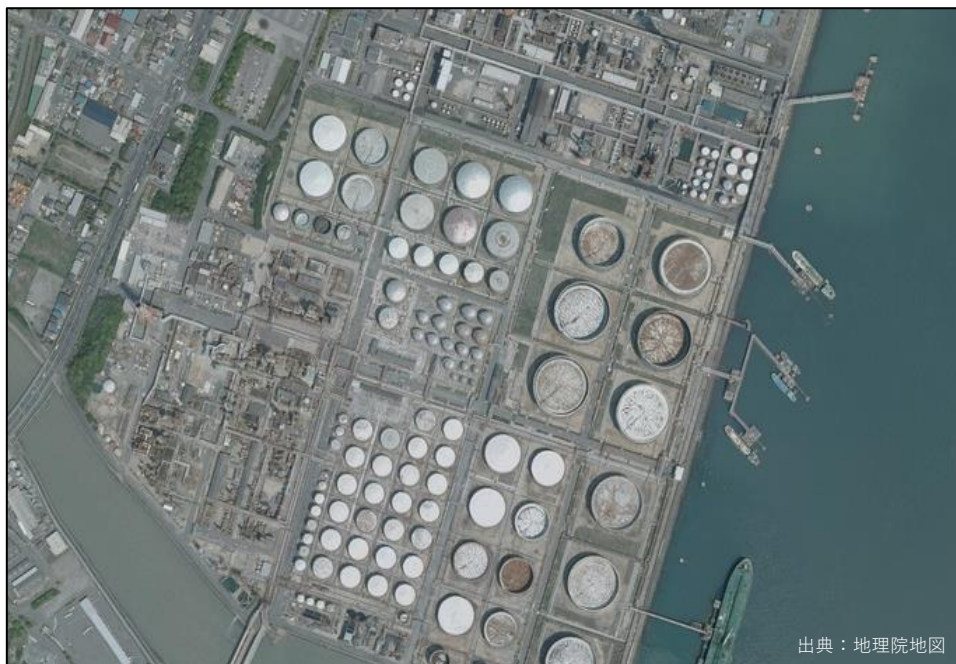
## 訓練 No. 21 コンビナート火災対応訓練【サテライト会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から活動終了まで

### 2 実施場所

コスモ石油株式会社四日市製油所



コスモ石油株式会社四日市製油所

### 3 訓練想定

地震により、コンビナート事業所内の特定屋外タンクにおいて火災が発生したものの。

### 4 訓練主眼

- (1) 被災地消防本部からの情報提供及び活動方針の伝達による部隊の運用
- (2) 都道府県を跨いだ大容量送水ポンプ自動車を活用した中継送水の実施
- (3) 共同防災隊、被災地消防本部、緊急消防援助隊が連携した発災タンク周囲への冷却放水活動

### 5 参加機関

- (1) 四日市市消防本部
- (2) 緊急消防援助隊
- (3) 海上保安庁第四管区海上保安本部
- (4) コスモ石油株式会社四日市製油所
- (5) 四日市臨海地区特別防災区域共同防災組織

## 6 訓練要領

- (1) 現場は、コスモ石油株式会社四日市製油所内の特定屋外タンク付近とする。
- (2) 到着後、現場指揮本部で活動下命を受け活動を開始する。
- (3) 訓練の終了は、訓練本部の指示によるものとする。活動終了後、各県部隊長は活動日報を作成し、指揮支援本部長に報告すること。

## 7 特記事項

- (1) 活動は、「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 係員及び現示シートの指示に従うこと。
- (3) 構内の道路規制を遵守すること。
- (4) 放水箇所について必ず指示に従うこと。
- (5) 屋外給水栓の取扱いに十分注意すること。吸管による給水はせず、ホースによる給水を行うこと。
- (6) 会場内の撮影については、係員の指示に従うこと。

## 別添資料

---

- ・別添1 緊急消防援助隊参加隊（陸上部隊） 一覧表
- ・別添2 県内消防相互応援隊参加隊 一覧表
- ・別添3 トランシーバー、署活動用無線機 指定表
- ・別添4 連絡先 一覧表

緊急消防援助隊訓練参加隊（陸上部隊） 一覧表

別添 1

県名	消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	統合機動部隊	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
石川県	金沢市消防局	統合機動部隊指揮隊	指揮車	かなざわけいぼう1	4	○	両日		○
	白山野々市広域消防本部	都道府県大隊指揮隊	指揮車	はくさんののいちしきえん1	4		両日	○	
	奥能登広域圏事務組合消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	うしつすいそう1	4		両日		
	内灘町消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	うちなだ2	5	○	両日		
	金沢市消防局	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	ちゆうおうきゆうじょ1	5	○	両日		
	小松市消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	こまつきゆうじょ1	5		両日		
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	救急小隊	高規格救急車	ほうだつきゆうきゆう1	3		両日		
	能美市消防本部	救急小隊	高規格救急車	のみきゆうきゆう4	3	○	両日		
	金沢市消防局	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	かなざわしえん1	3			○	
	金沢市消防局	後方支援小隊	拠点機能形成車	かなざわきよてん1	2	○		○	
	金沢市消防局	後方支援小隊	支援車Ⅳ型	かなざわしき1	2	○	両日		
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	後方支援小隊	機動連絡車	はくいしき1	2		両日	○	
能美市消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅲ型	のみしえん1	2	○				
合 計			13台		44人	7台	10台	4台	1機

県名	消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	統合機動部隊	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
富山県	富山市消防局	統合機動部隊指揮隊	指揮車	とやまほんぶしき1	4	○	両日	○	○
	高岡市消防本部	都道府県大隊指揮隊	指揮車	たかおかほんぶしれい1	4		両日		
	富山市消防局	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	とやま1	4	○	両日		
	立山町消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	たてやま2	4		両日		
	高岡市消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	ふくおかきゆうじょ1	5	○	両日		
	富山県東部消防組合消防本部	救助小隊	津波・大規模風水害対策車	とうぶとくしゅ1	5	○	両日	○	
	射水市消防本部	救急小隊	高規格救急車	いみずきゆうきゆう3	3	○	両日		
	新川地域消防本部	救急小隊	高規格救急車	にゆうぜんきゆうきゆう1	3		両日		
	砺波地域消防組合消防本部	特殊装備小隊	重機及び重機搬送車	となみじゆうきはんそう1	3	○	両日	○	
	富山市消防局	後方支援小隊	支援車Ⅲ型	とやましえん1	2	○			
	高岡市消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅱ型	たかおかしえん1	2				
	高岡市消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	といではんそう1	2				
	射水市消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	いみずしえん1	2	○		○	
	富山県東部消防組合消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	かみいちはんそう1	2	○			
	新川地域消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	くろべはんそう1	2				
	砺波地域消防組合消防本部	後方支援小隊	指揮車	となみほんぶちゆうけい1	2	○	両日		
	砺波地域消防組合消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	となみほんぶはんそう2	2		両日		
合 計			17台		51人	10台	11台	4台	1機

県名	消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	統合機動部隊	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
福井県	福井市消防局	統合機動部隊指揮隊	指揮車	ふくいしれい1	4	○	両日	○	
	敦賀美方消防組合消防本部	都道府県大隊指揮隊	指揮車	つるがしき1	4		両日		
	福井市消防局	消火小隊	消防ポンプ自動車	ふくいかかく1	4	○	両日		
	嶺北消防組合消防本部	消火小隊	消防ポンプ自動車	れいほく1	4		両日		
	福井市消防局	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	ふくいきゆうじょ2	5	○	両日		
	敦賀美方消防組合消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	つるがきゆうじょ1	5		両日		
	福井市消防局	救急小隊	高規格救急車	ふくいきゆうきゆう3	3	○	両日		
	鯖江・丹生消防組合消防本部	救急小隊	高規格救急車	さばえきゆうきゆう4	3		両日		
	永平寺町消防本部	救急小隊	高規格救急車	えいへいじきゆうきゆう3	3		両日		
	福井市消防局	後方支援小隊	拠点機能形成車	ふくいしえん1	2			○	
	敦賀美方消防組合消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	つるがはんそう3	2			○	
	南越消防組合消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅲ型	なんえつしえん1	4				
	若狭消防組合消防本部	後方支援小隊	機動連絡車	わかさしれい1	3				
嶺北消防組合消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	れいほくほんぶしえん1	2			○		
合 計			14台		48人	4台	9台	4台	0機



県名	消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	統合機動部隊	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
静岡県	静岡市消防局	指揮支援隊	指揮車	しずおかしきしえん2	7		両日		
	浜松市消防局	指揮支援隊	指揮車	はまつ51	5		両日		
	静岡市消防局	統合機動部隊指揮隊	指揮車	するがしき1	5	○	両日	○	
	静岡市消防局	都道府県大隊指揮隊	指揮車	ちよだしき1	5		両日		
	志太広域事務組合志太消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	きたぼんぶ1	5		両日		
	菊川市消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	きくがわたんく1	4	○	両日		
	静岡市消防局	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	するがきゆうじよ1	5	○	両日		
	志太広域事務組合志太消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	ふじえだきゆうじよ	5		両日		
	浜松市消防局	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	なか41	3	○	両日		
	浜松市消防局	救助小隊	救助資機材搬送車	はまつ53	2	○	両日		
	静岡市消防局	救急小隊	高規格救急車	しみずきゆうきゆう2	3	○	両日		
	志太広域事務組合志太消防本部	救急小隊	高規格救急車	やいづきゆうきゆう2	3		両日		
	袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうふくるい	3	○	両日		
	静岡市消防局	特殊装備小隊	特別高度工作車	しずおかきゆうえん1	2		両日	○	
	浜松市消防局	特殊災害小隊	特殊災害対応自動車	なか64	5		両日	○	
	浜松市消防局	特殊災害小隊	大型除染システム搭載車	にし61	2		両日	○	
	浜松市消防局	特殊災害小隊	支援車Ⅲ型	はまつ64	7		両日		
	静岡市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	指揮車(エネ産)	こうほくしき1	4		2日目	○	
	静岡市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	大型高所放水車	こうほくこうしょ1	4		2日目		
	静岡市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	化学消防ポンプ自動車	こうほくかかかく1	4		2日目		
	静岡市消防局	後方支援小隊	拠点機能形成車	しずおかきよてん1	2	○		○	
	静岡市消防局	後方支援小隊	人員輸送車	しみずしきれんらく1	6	○			
	静岡市消防局	後方支援小隊	人員輸送車	しずおかしきれんらく2	3	○	両日		○
	静岡市消防局	後方支援小隊	資機材搬送車	にほんだいらしきれんらく1	2	○			
	志太広域事務組合志太消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅱ型	やいづしえん	2				
	志太広域事務組合志太消防本部	後方支援小隊	警防車	しだけいぼう1	2				
浜松市消防局	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	はまつ61	5	○		○		
浜松市消防局	後方支援小隊	支援車Ⅱ型	はまつ66	2	○				
合計			28台		107人	13台	21台	7台	1機

県名	消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	統合機動部隊	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
岐阜県	岐阜市消防本部	統合機動部隊指揮隊	指揮車	ぎふしき1	5	○	両日	○	
	大垣消防組合消防本部	都道府県大隊指揮隊	指揮車	おおがき51	5		両日		
	羽島市消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	はしまみなみ1	4		両日		
	不破消防組合消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	ふわひがしたんく1	4	○	両日		
	羽島郡広域連合消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	はしまぐんひがしきゆうじよ1	5	○	両日		
	多治見市消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	たじみ41	5		両日		
	岐阜市消防本部	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうぎふきた1	3	○	両日		
	海津市消防本部	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうかいづ1	3		両日		
	瑞浪市消防本部	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうみずなみ1	3		両日		
	中津川市消防本部	特殊装備小隊	重機及び重機搬送車	なかつがわじゆうき1	3	○	両日	○	
	恵那市消防本部	特殊装備小隊	小型救助車	えな42	3		両日	○	
	岐阜市消防本部	後方支援小隊	燃料補給車	ぎふしえん4	2			○	
	岐阜市消防本部	後方支援小隊	人員輸送車	ぎふしえん2	6		両日	○	
	岐阜市消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	ぎふしえん1	4	○		○	
	大垣消防組合消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	おおがきしえん1	5			○	
	各務原市消防本部	後方支援小隊	指揮車	かかみがはらほんぶ54	4	○	両日		○
	合計			16台		64人	7台	13台	7台

県名	消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	統合機動部隊	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
愛知県	名古屋市消防局	統括指揮支援隊	指揮車	みなみ82	7		両日		
	名古屋市消防局	統合機動部隊指揮隊	指揮車	なか61	3	○	両日		
	名古屋市消防局	統合機動部隊指揮隊	指揮車	なか51	4	○	両日		
	名古屋市消防局	統合機動部隊指揮隊	機動連絡車	めいしょう81	3	○	両日		
	名古屋市消防局	都道府県大隊指揮隊	指揮車	みなみ51	4		両日	○	
	海部東部消防組合消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	あまとうぶ1	5		両日		
	一宮市消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	いちのみやほんしょ1	5		両日		
	名古屋市消防局	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	だいいちとくしょう46	5	○	両日		
	衣浦東部広域連合消防局	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	かりやきゆうじょ1	5		両日		
	海部南部消防組合消防本部	救助小隊	津波・大規模風水害対策車	あまなんぶ43	5	○	両日	○	
	名古屋市消防局	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうほんぶ1	3	○	両日		
	西春日井広域事務組合消防本部	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうにしかすがい3	3		両日		
	小牧市消防本部	救急小隊	高規格救急車	きゆうきゆうこまき7	3		両日		
	豊田市消防本部	特殊装備小隊	小型救助車及び搬送車	とよたあすけ42	2		両日		
	岡崎市消防本部	特殊装備小隊	大型水陸両車及び搬送車	おかざき76・おかざき78	2		両日	○	
	岡崎市消防本部	後方支援小隊	人員輸送車	おかざき65	2		両日		
	名古屋市消防局	通信支援小隊	無線中継車	めいしょう1	3	○	両日	○	
	名古屋市消防局	通信支援小隊	支援車Ⅰ型(ドローン)	めいとう71	5	○	両日		○
	名古屋市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	指揮車(エネ産)	なかむら61	2		2日目		
	名古屋市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	指揮車(エネ産)	なかむら51	3		2日目		
	名古屋市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	大容量送水ポンプ車	みずほ23	2		2日目	○	
	名古屋市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	大容量放水砲搭載ホース延長車	みずほ71	3		2日目	○	
	名古屋市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	大型化学高所放水車	みなと71	3		2日目		
	名古屋市消防局	エネルギー・産業基盤災害対応部隊	消防ポンプ自動車	ひおき21	5		2日目		
	名古屋市消防局	後方支援小隊	支援車Ⅲ型	きた71	5	○			
	名古屋市消防局	後方支援小隊	資機材搬送車	なかむら73	3				
	名古屋市消防局	後方支援小隊	資機材搬送車	てんぱく73	3				
	名古屋市消防局	後方支援小隊	資機材搬送車	もりやま73	3				
	豊橋市消防本部	後方支援小隊	拠点機能形成車	とよはし79	2			○	
	豊橋市消防本部	後方支援小隊	人員輸送車	とよはしこうほう52	5				
	岡崎市消防本部	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	おかざき79	4			○	
	尾三消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	とよあけ71	2			○	
	大山市消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	いぬやま71	3			○	
蟹江町消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	かにえ71	2			○		
知多市消防本部	後方支援小隊	資機材搬送車	ちた72	3			○		
合計			35台		122人	9台	24台	12台	1機

県内消防相互応援隊及び被災地消防本部 訓練参加隊 一覧表

別添2

消防本部名	隊名	車両種別	無線呼出名称	人員	実動訓練参加	総務省無償	ドローン
桑名市消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	くわな41	5	2日目		
	その他	その他の車両	—	2	1日目		○
四日市市消防本部	指揮隊	指揮車	よっかいちほんぶ51	5	両日	○	
	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	よっかいちなか41	5	1日目		
	特殊災害小隊	救助工作車Ⅱ型	よっかいちなみ41	4	2日目		
	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	よっかいちなみ1	4	2日目		
	特殊装備小隊	重機及び重機搬送車	よっかいちじゅうき1	3	1日目	○	
	指揮隊	指揮車	よっかいちなか51	3	2日目		
	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	よっかいちなか1	5	2日目		
	特殊災害小隊	大型化学高所放水車	よっかいちなか10	3	2日目		
	特殊災害小隊	大容量送水ポンプ車	よっかいちとくそう1	2	2日目	○	
	特殊災害小隊	大容量放水砲搭載ホース延長車	よっかいちとくそう2	2	2日目	○	
菟野町消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	こもの1	4	2日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうこもの1	3	1日目		
鈴鹿市消防本部	指揮隊	指揮車	すずか51	4	2日目		
	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	すずか4	4	2日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうすずか2	3	2日目		
	特殊装備小隊	消防活動二輪車	—	1	2日目		
	特殊装備小隊	消防活動二輪車	—	1	2日目		
亀山市消防本部	消火小隊	消防ポンプ自動車	かめやま3	4	両日		
	特殊装備小隊	はしご自動車	すずかかめやま32	4	2日目		
津市消防本部	指揮隊	指揮車	つひさい51	5	両日		
	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	つなか41	5	2日目		
	救助小隊	津波・大規模風水害対策車	つひさい45	5	1日目	○	
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうつきた1	3	2日目		
伊賀市消防本部	消火小隊	消防ポンプ自動車	いがなか4	4	2日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅういが1	3	両日		
名張市消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	なばり41	5	1日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうなばり2	3	2日目		
	特殊装備小隊	はしご自動車	なばり31	5	1日目		
松阪地区広域消防組合	指揮隊	指揮車	まつさかなか51	4	両日		
	救助小隊	救助工作車Ⅲ型	まつさかみなみ41	5	両日		
紀勢地区広域消防組合	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	おくいせ1	4	1日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうおくいせ2	3	2日目		
三重紀北消防組合	消火小隊	化学消防ポンプ自動車	きほくかがく1	5	1日目		
	救急小隊	高規格救急車	おわせきゅうきゅう2	3	2日目		
熊野市消防本部	消火小隊	消防ポンプ自動車	きほう1	4	2日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうくまの2	3	1日目		
伊勢市消防本部	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	いせ41	5	両日		
鳥羽市消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	とば1	4	両日		
志摩市消防本部	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	きゅうきゅうなんせい1	4	1日目		
	救急小隊	高規格救急車	きゅうきゅうあご2	3	2日目		
合計			42台	156人	42台	5台	1機

トランシーバー 指定表

区分	部隊等	周波数	モトローラ	スタンダード	アイコム	KENWOOD	アルインコ	ユニデン	waveCSR
				八重洲無線		UBZシリーズ			
活動隊用	三重県内応援隊								
	福井県大隊								
	静岡県大隊（部隊含む）								
	岐阜県大隊								
	富山県大隊								
	愛知県大隊（部隊含む）								
	石川県大隊								
	活動隊用予備								
スタッフ用	【サテライト会場】土砂災害								
	【サテライト会場】中高層建物								
	【メイン会場】多重事故								
	【メイン会場】中高層建物								
	【メイン会場】毒劇物災害								
	【メイン会場】応急救護所・大規模転院搬送								
	【メイン会場】航空運用調整班								
	【メイン会場】スタッフ1								
	【メイン会場】スタッフ2								
	【メイン会場】スタッフ3								
	【サテライト会場】スタッフ1								
【サテライト会場】スタッフ2									

署活動用無線機 指定表

	21日			22日									
	サテライト会場		その他	サテライト会場			メイン会場					その他	
	住吉会場	稲生会場	事務局	住吉会場	稲生会場	コンビナート火災	多重事故	中高層	毒劇物	救護所	大規模転院	事務局	
G1			○										○
G2	○			○									
G3		○			○								
G4	○			○									
G5		○			○								
G6	○			○									
G7		○			○								
G8						○							
G9													
G10						○							
G11							○						
G12								○					
G13									○				
G14													
G15									○				
G16										○			
G17											○		

## 連絡先 一覧表

別添 4

### 1 各県所管課の連絡先

機関名	部署名	電話番号（平日）	電話番号（休日・夜間）
石川県	消防保安課		
富山県	消防課		
福井県	消防保安課		
静岡県	消防保安課		
岐阜県	消防課		
愛知県	消防保安課		
三重県	消防保安課		

### 2 代表消防機関の連絡先

機関名	部署名	電話番号（平日）	電話番号（休日・夜間）
金沢市消防局	警防課		
富山市消防局	警防課		
福井市消防局	救急救助課		
静岡市消防局	警防課		
岐阜市消防本部	消防課		
名古屋市消防局	消防課		
四日市市消防本部	消防救急課		

### 3 県大隊長等の連絡先

都道府県	消防本部名	携帯電話	衛星携帯電話
石川県	金沢市消防局（統合機動部隊）		
	白山野々市広域消防本部（県大隊）		
富山県	富山市消防局（統合機動部隊）		
	高岡市消防本部（県大隊）		
福井県	福井市消防局（統合機動部隊）		
	敦賀美方消防組合消防本部（県大隊）		
静岡県	静岡市消防局（指揮支援隊）		
	浜松市消防局（指揮支援隊）		
	静岡市消防局（統合機動部隊）		
	静岡市消防局（県大隊）		
	静岡市消防局（工ネ産部隊）		
岐阜県	岐阜市消防本部（統合機動部隊）		
	大垣消防組合消防本部（県大隊）		
愛知県	名古屋市消防局（統括指揮支援隊）		
	名古屋市消防局（統合機動部隊）		
	名古屋市消防局（県大隊）		
	名古屋市消防局（工ネ産部隊）		
三重県	四日市市消防本部（県大隊）		

## 第3 実施要領

### 【航空部門】

## 航空部隊 訓練実施要領

### 1 主 眼

- (1) 緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊」という。）の要請、部隊参集及び航空指揮本部を中心とした部隊運用訓練を実施し、受援力の強化並びに航空部隊等の連携活動能力の向上を図る。
- (2) 三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定める初動、受け入れ態勢及び部隊運用等について検証する。
- (3) 同一空域で複数の機体が活動する訓練を実施し、航空小隊間の連携強化を図るとともに、航空機の活動統制、安全な航空体制の構築を図る。

### 2 実施会場

- (1) 消防応援活動調整本部及び指揮支援本部設置・運営訓練会場（図上訓練）
  - ア 三重県庁
  - イ 三重県防災航空センター
- (2) 活動拠点ヘリベース、航空指揮（支援）本部運営及び航空部隊参集訓練  
三重県防災航空センター  
（津市雲出鋼管町 2-2 津市伊勢湾ヘリポート内）  
〔N34° 40′ 22″ E 136° 33′ 21″ 〕
- (3) 指揮支援部隊輸送訓練  
三重県防災航空センター  
（津市雲出鋼管町 2-2 津市伊勢湾ヘリポート内）  
〔N34° 40′ 22″ E 136° 33′ 21″ 〕  
四日市市北消防署北部分署  
（四日市市中村町 2281-2）  
〔N35° 01′ 30″ E 136° 32′ 53″ 〕
- (4) 実動訓練（救出救助及び救急訓練）
  - ア 【メイン会場】 ホンダモビリティランド株式会社  
（鈴鹿市稲生町 7992）  
〔N34° 50′ 37″ E 136° 32′ 23″ 〕
  - イ 【サテライト会場】 本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）  
（鈴鹿市住吉町 8224）  
〔N34° 51′ 23″ E 136° 31′ 44″ 〕
  - ウ 【ランディングポイント】 鈴鹿サーキット Eパドック  
〔N34° 50′ 43″ E 136° 32′ 13″ 〕
- (5) 初動対応及び情報収集訓練  
鈴鹿市・四日市市上空

### 3 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊航空部隊

- ア 富山県消防防災航空隊
- イ 石川県消防防災航空隊
- ウ 福井県防災航空隊
- エ 静岡県消防防災航空隊
- オ 浜松市消防航空隊
- カ 名古屋市消防航空隊
- キ 三重県防災航空隊

(2) 関係機関

航空自衛隊

海上保安庁第四管区海上保安本部

#### 4 訓練進行

「航空部隊タイムスケジュール」のとおり

#### 5 訓練評価

(1) 各訓練における訓練評価者の指定

訓練種別	訓練会場	訓練評価者
航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練	三重県防災航空センター	・ 福井県防災航空隊長 ・ 静岡県消防防災航空隊 ・ 三重県防災航空隊長
指揮支援部隊輸送訓練	津市伊勢湾ヘリポート	名古屋市消防航空隊長
	四日市市北消防署北部分署	浜松市消防航空隊長
航空部隊参集訓練	三重県防災航空センター	・ 福井県防災航空隊長 ・ 静岡県消防防災航空隊 ・ 名古屋市消防航空隊長 ・ 富山県消防防災航空隊長 ・ 石川県消防防災航空隊長
航空部隊情報収集訓練	鈴鹿市・四日市市周辺	三重県防災航空隊長
D M A T 輸送訓練	メイン会場	名古屋市消防航空隊長
中高層建物救出訓練	メイン会場	・ 富山県消防防災航空隊長 ・ 三重県防災航空隊長
中高層建物救出訓練	サテライト会場 (本田技研工業株式会社 「管理地」住吉寮)	石川県消防防災航空隊長



(2) 評価表

あらかじめ訓練評価者へ電子メールにて送付する。

(3) 評価表の提出

訓練終了後の1月8日（水）までに、評価表を電子メールにて三重県実行委員会事務局あて提出すること。

提出先メールアドレス：[shobo@pref.mie.lg.jp](mailto:shobo@pref.mie.lg.jp)

## 6 その他

(1) 航空部門の訓練の中止については、実施要綱「13 訓練の中止 (3)」のとおりとする。

(2) 訓練実施中は、訓練要員の指示に従うものとする。

(3) 参集時の機体積載燃料について、各航空小隊は活動拠点ヘリベース参集時、1時間半程度の活動が可能な燃料を機体に積載しておくこと。また、航空燃料の補給が必要な場合は三重県防災航空隊に燃料補給を依頼し燃料補給を行うこと。

(4) 訓練全般の統一事項は「第2 実施要領【陸上部門】」に定めるとおりとする。

(5) 航空機関の無線交信については、次のとおりとする。

ア 航空無線

(ア) ヘリベース

呼出名称「ぼうさいこうくうたいみえ」

(イ) 航空機相互間

(ウ) フライトサービス (メイン会場本部テント)

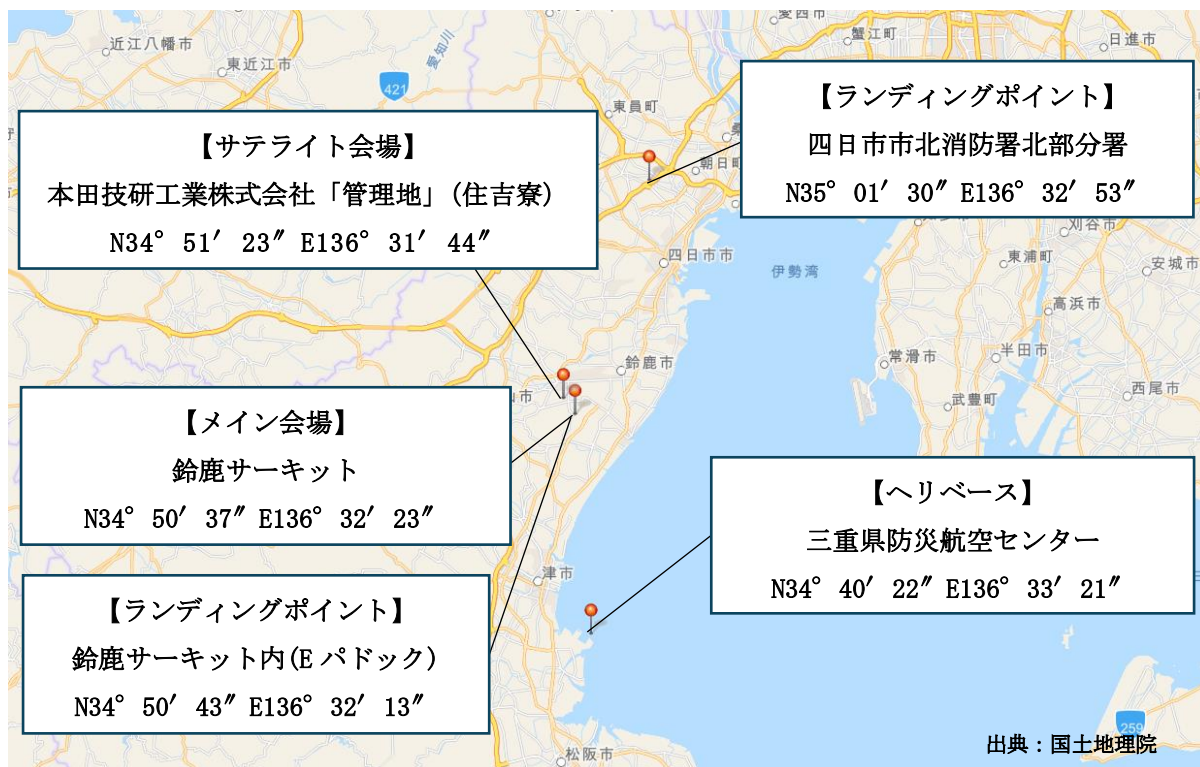
呼出名称「みえけんフライトサービス 30」

イ 消防波 ( )

(ア) ヘリベース 呼出名称「しょうぼうみえこうくうたい1」

(イ) メイン会場本部テント 呼出名称「みえ 220」

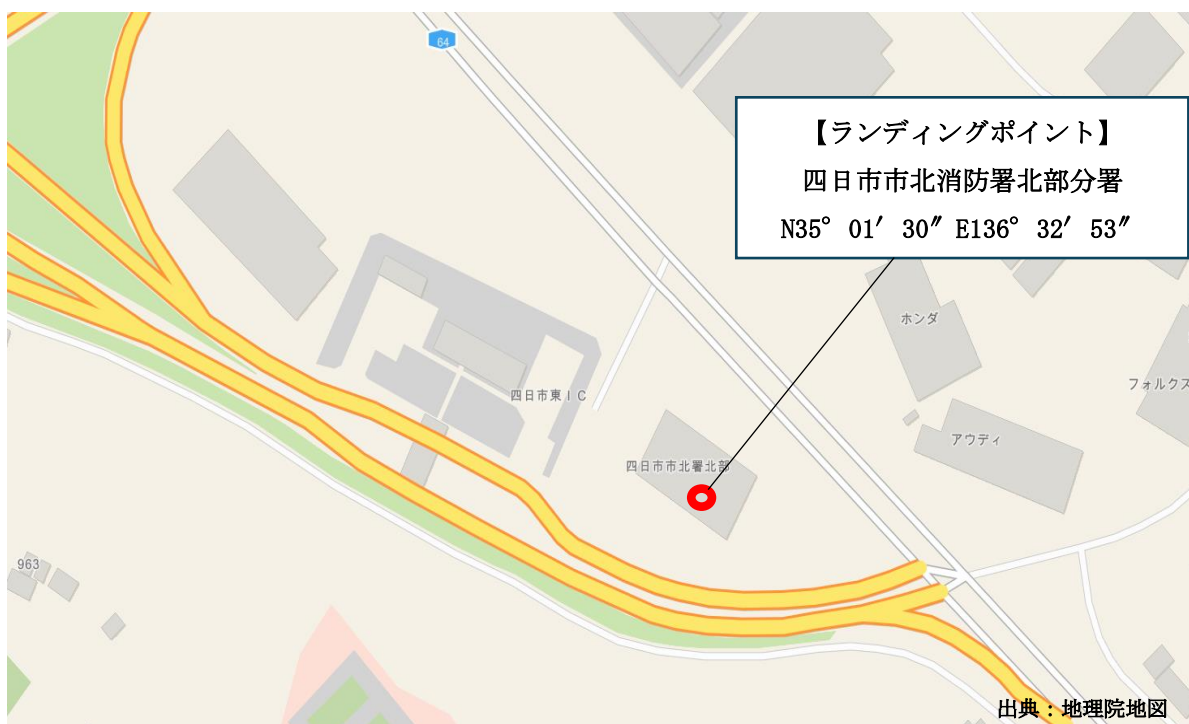
## 航空部隊 訓練全体配置図



### 【周辺拡大図】



## 【周辺拡大図】



航空部隊タイムスケジュール		12月21日 (土)			12月22日 (日)			
ヘリ区分	活動	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時
機名 航空波コールサイン 消防波コールサイン	機種 機体登録	30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 20 30						
名古屋消防航空隊	飛行		帰投					
名古屋ヘリ23AR	着陸							
あいちヘリ1	備考							
浜松市消防航空隊	飛行		帰投					
はままつへり119X	着陸							
はままつへり1	備考							
名古屋消防航空隊	飛行							
名古屋ヘリ23AR	着陸							
あいちヘリ1	備考							
石川県消防防災航空隊	飛行							
石川ヘリ893F	着陸							
消防石川県ヘリ1	備考							
富山県消防防災航空隊	飛行							
富山ヘリ119W	着陸							
しょうぼうとやまけんへり1	備考							
三重県消防防災航空隊	飛行							
三重ヘリ119M	着陸							
みえけんへり1	備考							
航空自衛隊	飛行							
海上保安庁	着陸							
福岡県消防防災航空隊	飛行							
福岡県消防防災航空隊	着陸							
福岡県消防防災航空隊	備考							
静岡県消防防災航空隊	飛行							
静岡県消防防災航空隊	着陸							
静岡県消防防災航空隊	備考							

ヘリベース (伊勢湾ヘリポート) にて航空指揮支援隊として活動する

**1** 日目 12 月 21 日 [土]

## **部隊運用訓練**

---

- ・ 訓練 No.22 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練
- ・ 訓練 No.23 指揮支援部隊輸送訓練
- ・ 訓練 No.24 航空部隊参集訓練

## 訓練 No. 22 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練

### 1 実施日時

訓練 令和6年12月21日(土) 9時00分から11時00分まで  
検証会 令和6年12月21日(土) 11時00分から11時30分まで

### 2 実施場所

- (1) 三重県庁(津市広明町13)  
〔N34° 43′ 49″ E136° 30′ 30″〕
- (2) 三重県防災航空センター(津市雲出鋼管町2-2 津市伊勢湾ヘリポート内)  
〔N34° 40′ 22″ E136° 33′ 21″〕

### 3 訓練主眼

三重県において、大規模な災害又は特殊な災害が発生し、航空機による応援を受ける場合において、三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定める初動活動をはじめとした受援体制の早期確立、並びに消防応援活動調整本部を中心とした効果的な部隊運用等について、計画の実効性を検証する。

### 4 参加機関

- (1) 航空指揮本部  
三重県防災航空隊
- (2) 航空指揮支援隊  
福井県防災航空隊

### 5 訓練内容

三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に基づく活動、様式を用いた情報連絡及び任務付与から活動報告を実施する。また、消防応援活動調整本部、三重県災害対策本部、航空運用調整班及び各消防本部と連携した訓練とする。

- (1) 初動対応、情報収集活動
- (2) ヘリベース受け入れ体制の確立
- (3) 応援要請連絡及び情報提供資料の作成
- (4) 活動拠点ヘリベースの運営
- (5) 航空指揮本部、航空指揮支援本部設置
- (6) 消防応援活動調整本部、三重県災害対策本部、航空運用調整班との連絡調整
- (7) 緊急消防援助隊航空小隊への任務付与、部隊運用及び輸送・補給活動
- (8) 活動記録、報告様式作成

### 6 特記事項

- (1) 航空指揮本部等の任務等については、三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画

のとおりとする。

- (2) 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第 26 条に基づき、指揮支援部隊長は活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部を設置し、航空指揮支援本部長を指名すること。
- (3) ヘリコプター動態管理システムを有効に活用した情報共有を実施すること。
- (4) 任務付与時は、飛行経路、航空機相互間の間隔、待機空域の指定、無線統制等の安全運航に関する情報を提供すること。
- (5) 三重県防災航空隊は、航空部隊等の執務、待機等の体制を整備する。



## 訓練 No. 23 指揮支援部隊輸送訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土）7時45分から消防応援活動調整本部等に到着まで

### 2 実施場所

津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町2-2）

〔N34° 40′ 22″ E136° 33′ 21″ 〕

四日市市北消防署北部分署（四日市市中村町2281-2）

〔N35° 01′ 30″ E136° 32′ 53″ 〕

### 3 訓練主眼

- (1) 三重県防災航空隊と応援航空部隊間の情報共有及び連絡体制の確立
- (2) 受援県に設置される消防応援活動調整本部への統括指揮支援隊（長）輸送航空小隊及び受援消防本部に設置される指揮支援本部への指揮支援隊（長）輸送航空小隊受け入れ体制の確認

### 4 参加機関

- (1) 名古屋市消防航空隊
- (2) 浜松市消防航空隊
- (3) 三重県防災航空隊
- (4) 四日市市消防本部

### 5 訓練要領

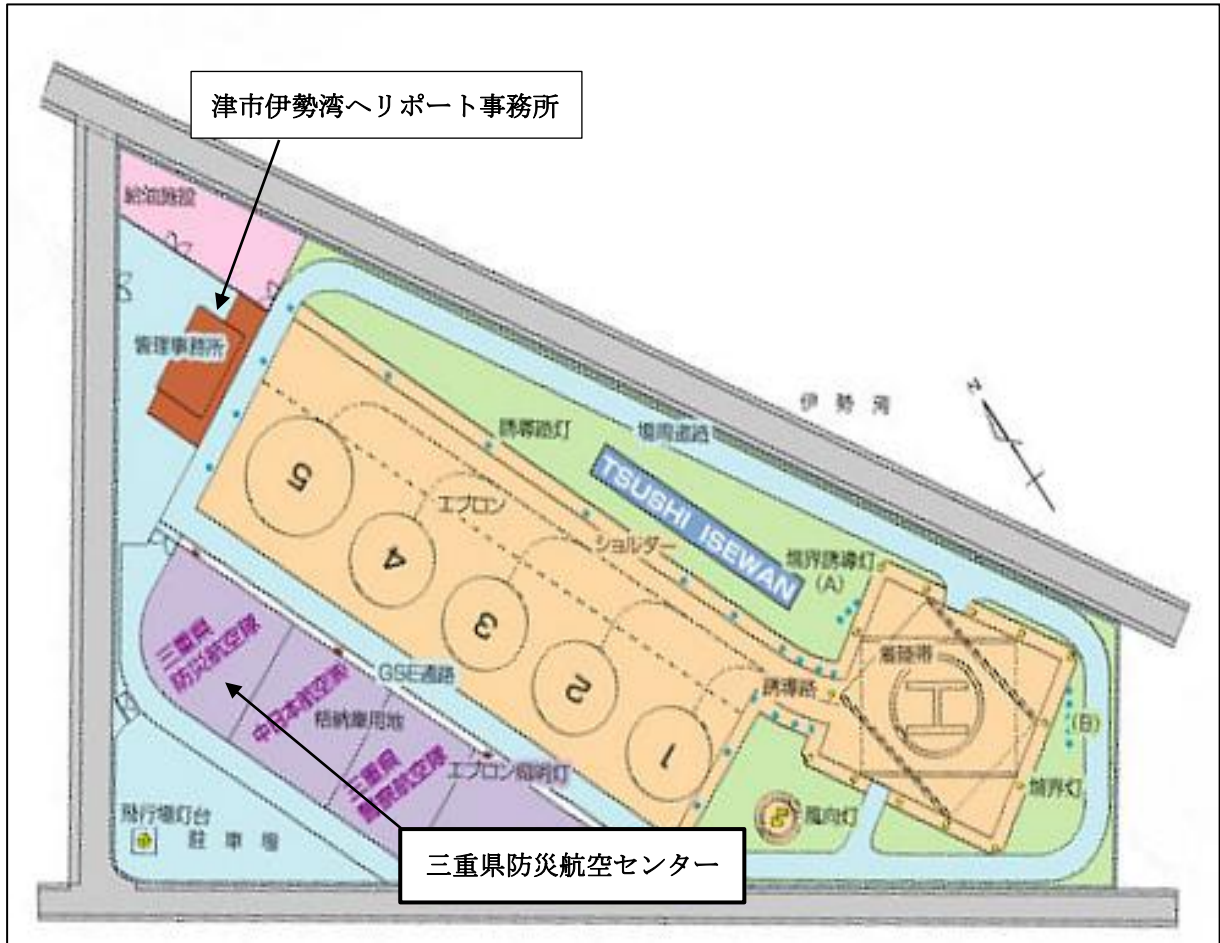
- (1) 情報連絡訓練  
航空指揮本部は、総務省消防庁広域応援室企画係とヘリコプター動態管理システムのグループ化について調整し、同システムを活用した「目的地の登録・送信」などの情報提供を行う。
- (2) 地上安全管理  
地上安全管理機関が事前に定める航空機着陸対応方法に基づき実施する。

### 6 特記事項

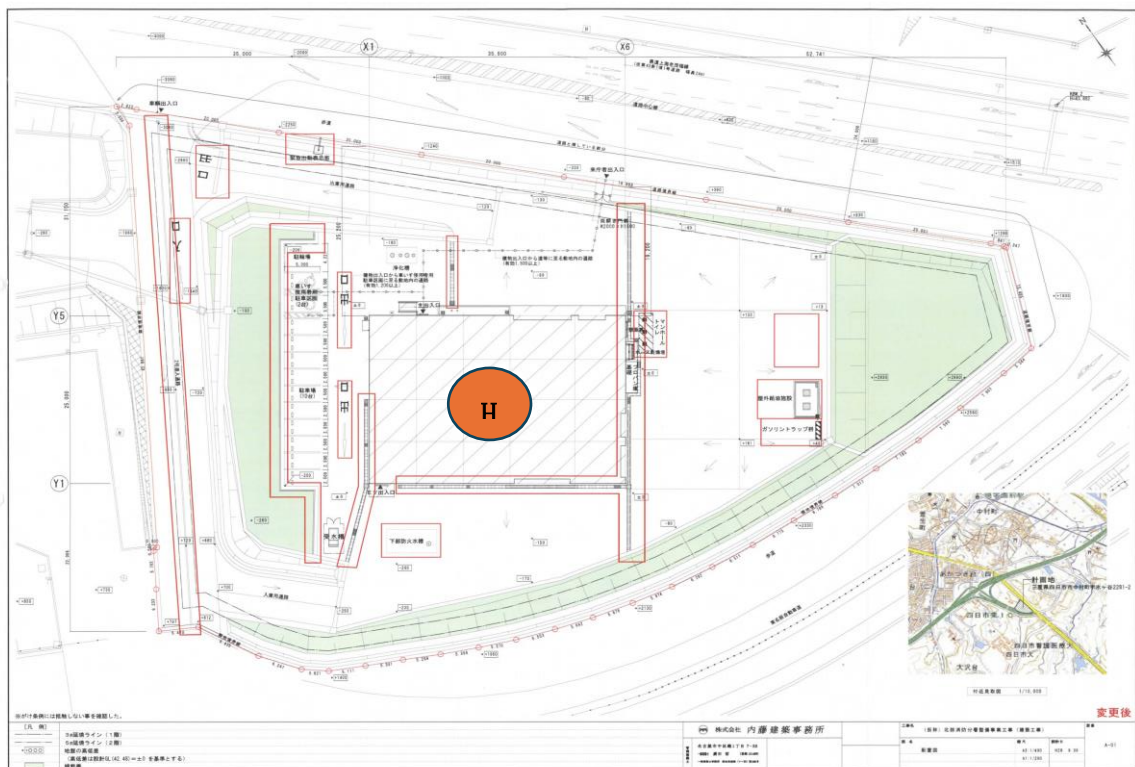
- (1) 活動は、「訓練全般統一事項」及び「部隊運用訓練（1日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は、訓練要員の指示に従うものとする。
- (3) コールサインは下記のとおり。  
津市伊勢湾ヘリポート 「ぼうさいこうくうたいみえ」（航空無線）  
「しょうぼうみえこうくうたい1」（統制波3）  
四日市市北消防署北部分署 「よっかいちほくぶ200」（統制波3）



津市伊勢湾ヘリポート



四日市市北消防署北部分署



## 訓練 No. 24 航空部隊参集訓練

### 1 実施日時

令和6年12月21日（土） 9時00分から9時30分まで

### 2 実施場所

三重県防災航空センター（津市雲出鋼管町2-2伊勢湾ヘリポート内）  
〔N34° 40′ 22″ E136° 33′ 21″ 〕

### 3 訓練主眼

- (1) 三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に基づいた円滑な部隊受け入れ体制の確立
- (2) 部隊参集に係る受援、応援体制の確認及び検証の実施

### 4 参加機関

福井県防災航空隊（航空指揮支援隊）

### 5 参集時間

自隊車両による陸路で、福井県防災航空隊は21日（土）9時00分までに活動拠点ヘリベース（三重県防災航空センター）へ参集すること。参集経路、携行資機材は航空指揮支援隊の判断による。

### 6 訓練要領

三重県防災航空センターに参集し、ヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理する。

**2** 日目 12月22日 [日]

## 部隊運用訓練

---

- ・ 訓練 No.25 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練
- ・ 訓練 No.26 航空部隊参集訓練
- ・ 訓練 No.27 航空部隊情報収集訓練
- ・ 訓練 No.28 DMAT 輸送訓練
- ・ 訓練 No.29 中高層建物救出訓練【サテライト会場】
- ・ 訓練 No.30 中高層建物救出訓練【メイン会場】

## 訓練 No. 25 航空指揮本部及び航空指揮支援本部 設置・運営訓練

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

- (1) ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」  
（レーシングコース）【仮想：三重県災害対策本部】  
（鈴鹿市稲生町7992）  
〔N34° 50′ 37″ E136° 32′ 23″ 〕
- (2) 三重県防災航空センター（津市雲出鋼管町2-2 津市伊勢湾ヘリポート内）  
〔N34° 40′ 22″ E136° 33′ 21″ 〕

### 3 訓練主眼

三重県において、大規模な災害又は特殊な災害が発生し、航空機による応援を受ける場合において、「三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に定める初動活動をはじめとした受援体制の早期確立、並びに消防応援活動調整本部を中心とした効果的な部隊運用等について、計画の実効性を検証する。

### 4 参加機関

- (1) 航空指揮本部  
三重県防災航空隊
- (2) 航空指揮支援隊  
静岡県消防防災航空隊
- (3) 航空支援隊員  
津市消防本部  
松阪地区広域消防組合消防本部

### 5 訓練内容

「三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づく活動、様式を用いた情報連絡及び任務付与から活動報告を実施する。また、消防応援活動調整本部、三重県災害対策本部、航空運用調整班及び各消防本部と連携した訓練とする。

- (1) 初動対応、情報収集活動
- (2) ヘリベース受け入れ体制の確立
- (3) 応援要請連絡及び情報提供資料の作成
- (4) 活動拠点ヘリベースの運営
- (5) 航空指揮本部、航空指揮支援本部設置
- (6) 消防応援活動調整本部、航空運用調整班との連絡調整
- (7) 緊急消防援助隊航空小隊への任務付与、部隊運用及び輸送・補給活動
- (8) 活動記録、報告様式作成

## 訓練 No. 26 航空部隊参集訓練

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 9時00分から10時00分まで

### 2 実施場所

三重県防災航空センター（津市雲出鋼管町2-2 伊勢湾ヘリポート内）  
〔N34° 40' 22" E136° 33' 21" 〕

### 3 訓練主眼

- (1) 三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に基づいた円滑な部隊受け入れ体制の確立
- (2) ヘリコプター動態管理システム等を活用した効果的な情報提供及び共有の実施
- (3) 部隊参集に係る受援、応援体制の確認及び検証の実施

### 4 参加機関

- (1) 名古屋市消防航空隊
- (2) 石川県消防防災航空隊
- (3) 富山県消防防災航空隊
- (4) 静岡県消防防災航空隊（航空指揮支援隊）

### 5 参加隊別参集時間

- (1) 航空指揮支援隊参集時間  
自隊車両による陸路で、静岡県消防防災航空隊は22日（日）9時00分までに活動拠点ヘリベース（三重県防災航空センター）へ参集すること。参集経路、携行資機材は航空指揮支援隊の判断による。
- (2) 航空小隊別参集時間  
各航空小隊は、各航空機により空路にて活動拠点ヘリベース（三重県防災航空センター）へ12月22日（日）下記に示す時間に参集する。参集経路、携行資機材は各航空小隊の判断による。

航空小隊名	参集時間
静岡県消防防災航空隊	9時00分
名古屋市消防航空隊	9時10分
石川県消防防災航空隊	9時25分
富山県消防防災航空隊	9時40分

### 6 訓練要領

- (1) 情報連絡訓練

航空指揮本部は、総務省消防庁広域応援室航空企画係とヘリコプター動態管理システムのグループ化について調整し、同システムを活用した「目的地の登録・送信」等の情報提供を行う。

(2) 参集報告

ア ヘリベース指揮者は、航空部隊が活動拠点ヘリベースに到着した後、三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画「緊急消防援助隊航空部隊受入一覧表（様式3）」により受け入れを行うこと。

イ 航空小隊長は、飛行の可否が決定後、「緊急消防援助隊航空小隊情報提供FAX（様式2）」（別紙1）を三重県防災航空隊にFAX（059-235-2557）に送信すること。また、活動拠点ヘリベース到着後、ヘリベース指揮者に対して参集完了と点検等までの飛行時間の報告を行うこと。

(3) 活動拠点ヘリベース運営訓練

ア 進入離着陸及び駐機場所にかかる交信は、「ぼうさいこうくうたいみえ」と無線交信する。周波数： XXXXXXXXXX

イ 航空燃料の補給については、三重県防災航空隊に燃料補給を依頼し補給すること。

ウ 活動拠点ヘリベース及び駐機スポットのレイアウトは別図1「ヘリベース配置図」のとおり。

## 7 特記事項

参集時の機体積載燃料について、各航空小隊は活動拠点ヘリベース参集時、1時間半程度の活動が可能な燃料を機体に積載しておくこと。また、航空燃料の補給が必要な場合は、三重県防災航空隊に燃料補給を依頼し燃料補給を行うこと。

様式2

消防庁広域応援班(航空担当)宛



航空隊宛

FAX

月 日 時

緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX

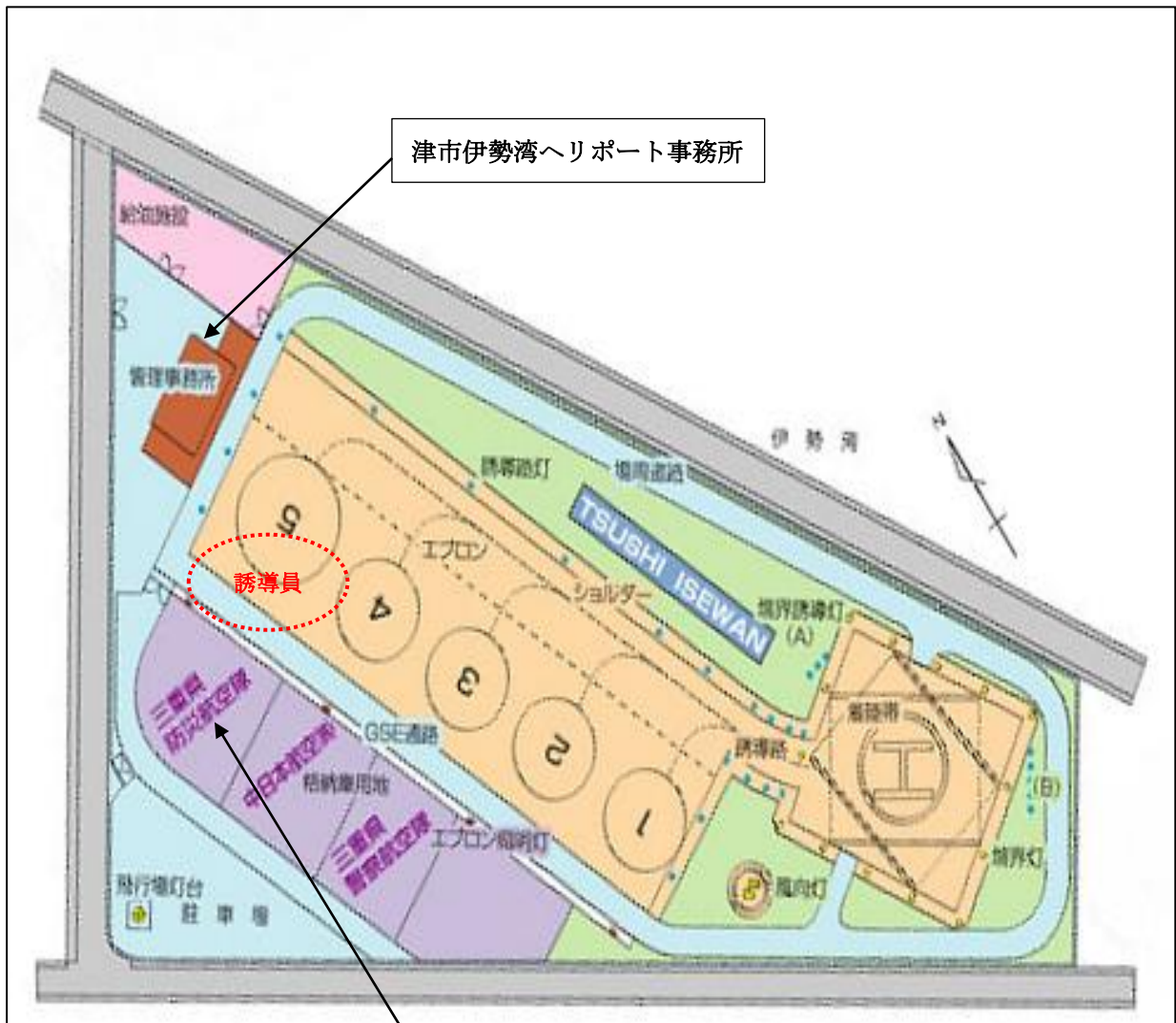
1. 航空隊名称			
2. 派遣航空機	機種	愛称	機体番号
3. 派遣代表者	職	氏名	携帯番号
4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士
			その他
5. 出勤予定	時間	場所	備考(経由地、進入ルート等)
	出発(予定)		
到着(予定)			
6. 装備	<input type="checkbox"/> 可視カメラ <input type="checkbox"/> 赤外線カメラ <input type="checkbox"/> 高感度カメラ <input type="checkbox"/> ヘリTV電送装置 <input type="checkbox"/> ホイスト <input type="checkbox"/> EMSキット <input type="checkbox"/> 消火タンク <input type="checkbox"/> 消火バケツ <input type="checkbox"/> 照明装置 <input type="checkbox"/> 広報装置 <input type="checkbox"/> その他(                                      )		
7. 点検等までの飛行時間	時間	分	

送信者
職・氏名
電話
FAX

管理運用様式2「応援航空隊情報提供FAX」



# ヘリベース配置図 別図1



津市伊勢湾ヘリポート事務所

誘導員

三重県防災航空センター



## 訓練 No. 27 航空部隊情報収集訓練

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 10時15分から10時55分まで

### 2 実施場所

鈴鹿市、四日市市周辺（調査範囲図）

### 3 訓練想定

鈴鹿東縁断層帯を震源とする大規模地震が発生し、鈴鹿市及び四日市市で最大震度6強が観測される。地震の影響で鈴鹿市及び四日市市を中心に複合的な災害が広範囲で発生している。

### 4 訓練主眼

- (1) 大規模災害時の初動対応の確認  
三重県防災航空隊による早期の情報収集及び伝達の実施
- (2) 四日市市及び鈴鹿市への道路等の災害状況の早期把握並びに継続的な情報収集及び関係機関との情報共有
- (3) 映像配信方法及び各機関での視聴方法の検証

### 5 参加機関

三重県防災航空隊

### 6 訓練要領

下記の事項を重点的に情報収集し、映像配信及び音声にてアナウンスを実施する。

- (1) 孤立被害、要救助者の状況
- (2) 建物の損壊状況、避難住民の動向
- (3) 土砂崩れ、火災、浸水、その他主要建築物の被害確認
- (4) 道路、鉄道等主要交通網の状況（被害状況及び交通渋滞等）
- (5) 臨時離着陸場の状況（フォワードベース及びランディングポイント）
- (6) その他特異な状況

### 7 視聴機関

- (1) 三重県災害対策本部  
メイン会場【仮想：三重県庁】
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部  
メイン会場【仮想：鈴鹿市消防本部及び四日市市消防本部】
- (3) 航空指揮本部及び航空指揮支援本部  
三重県防災航空センター

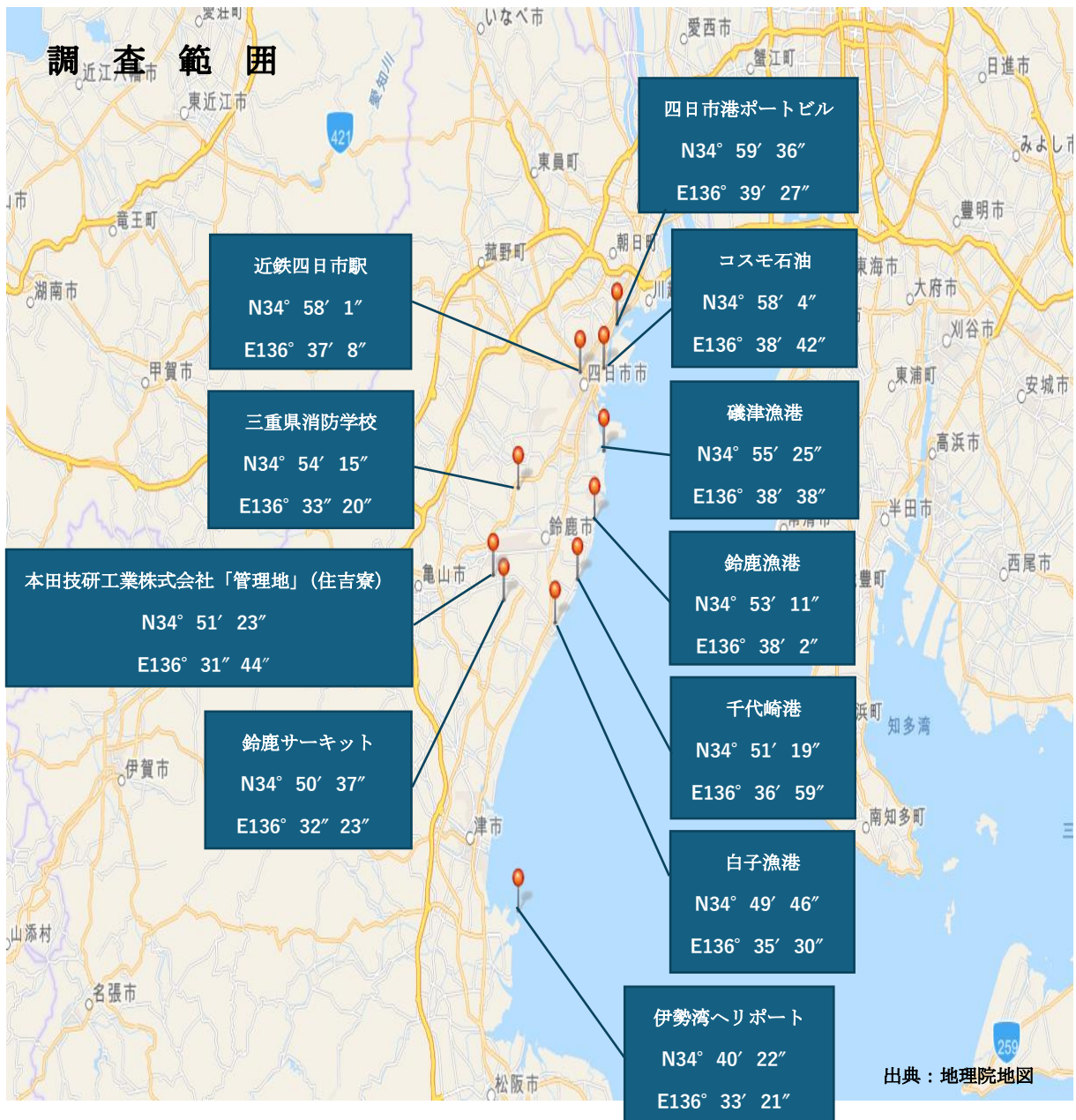
## 8 特記事項

- (1) 活動は「訓練全般統一事項」及び「部隊運用訓練（2日目）統一事項」の定めるとおりとする。
- (2) ヘリベース指揮者から活動指示書により出動するものとする。
- (3) ヘリテレ周波数A（映像周波数）XXXXXXXXXX、（音声周波数）XXXXXXXXXXとする。

## 9 飛行経路図

飛行経路図及び時系列は下記のとおり。

1. 三重県消防防災航空隊		
No.	時間	場所・経路（調査範囲図参照）
①	10時15分	伊勢湾ヘリポート離陸
②	10時18分	白子漁港 N34° 49' 46" E136° 35' 30"
③	10時21分	千代崎港 N34° 51' 19" E136° 36' 59"
④	10時24分	鈴鹿漁港 N34° 53' 11" E136° 38' 2"
⑤	10時27分	磯津漁港 N34° 55' 25" E136° 38' 38"
⑥	10時30分	コスモ石油 N34° 58' 4" E136° 38' 42"
⑦	10時45分	四日市港ポートビル N34° 59' 36" E136° 39' 27"
⑧	10時47分	近鉄四日市駅 N34° 58' 1" E136° 37' 8"
⑨	10時50分	三重県消防学校 N34° 54' 15" E136° 33' 20"
⑩	10時52分	本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮） N34° 51' 23" E136° 31' 44"
⑪	10時55分	鈴鹿サーキット N34° 50' 37" E136° 32' 23"



## 訓練 No. 28 DMA T輸送訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 10時00分から10時40分まで

### 2 実施場所

- (1) ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」（Eパドック）  
（鈴鹿市稲生町7992）  
〔N34° 50′ 43″ E136° 32′ 13″ 〕
- (2) 津市伊勢湾ヘリポート  
（津市雲出鋼管町2-2）  
〔N34° 40′ 22″ E136° 33′ 21″ 〕

### 3 訓練想定

地震により、多数傷病者が発生し応急救護所における救護活動を行うため、DMA Tを輸送する。

### 4 主眼

- (1) 関係機関の連携及び情報共有能力の向上
- (2) 陸上隊員と連携し安全な運航体制の構築

### 5 参加機関

- (1) 県内消防相互応援隊
- (2) 三重DMA T
- (3) 名古屋市消防航空隊

### 6 訓練要領

DMA Tを伊勢湾ヘリポートで搭乗させ、鈴鹿サーキット（Eパドック）に輸送する。

### 7 特記事項

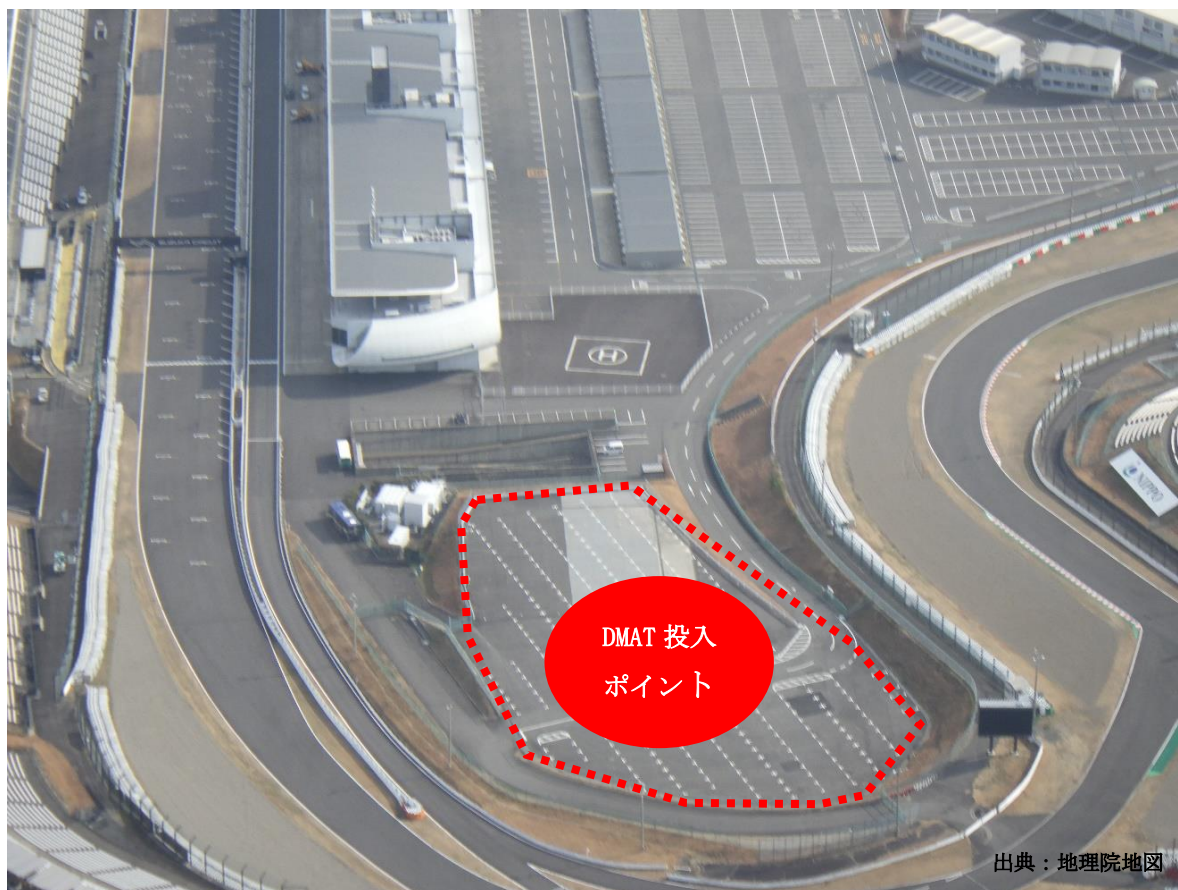
- (1) 活動は、「訓練全般統一事項」及び「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は、訓練要員の指示に従うものとする。
- (3) コールサインは下記のとおり。  
鈴鹿サーキット（Eパドック） 「すずかちゅうおう120」（統制波3）
- (4) 活動指示及び安全運行上必要な事項は、三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画「事案受付・活動指示及び結果報告書」（様式4）及び口頭により航空指揮本部にて付与する。



8 訓練現場図 鈴鹿サーキット地図 (DMAT 輸送場所)



## 訓練場所拡大





## 訓練 No. 29 中高層建物救出訓練【サテライト会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）10時05分から10時50分まで

### 2 実施場所

本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）

（鈴鹿市住吉町 8224）

[ N 34° 51′ 23″ E 136° 31′ 44″ ]

### 3 訓練想定

地震により、中高層建物の屋上に逃げ遅れた要救助者が発生している。

### 4 訓練主眼

- (1) 関係機関の連携及び情報共有能力向上
- (2) 同一空域の複数機体と連携し安全な運航体制の構築

### 5 参加機関

石川県消防防災航空隊

### 6 訓練要領

本田技研工業株式会社「管理地」（住吉寮）の建物屋上に逃げ遅れた要救助者をホイスト救出し、伊勢湾ヘリポート（仮想病院）へ搬送する。

### 7 特記事項

- (1) 活動は、「訓練全般統一事項」及び「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は、訓練要員の指示に従うものとする。
- (3) 航空機相互間の無線交信にあつては、航空波（XXXXXXXXXX）を使用すること。
- (4) 活動指示及び安全運行上必要な事項は、三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画「事案受付・活動指示及び結果報告書」（様式4）及び口頭により航空指揮本部にて付与する。



8 訓練現場図 住吉寮地図（中高層建物救出訓練場所）



## 訓練 No. 30 中高層建物救出訓練【メイン会場】

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日）10時20分から11時30分まで

### 2 実施場所

ホンダモビリティランド株式会社「鈴鹿サーキット」

（レーシングコースセンターハウス）

（鈴鹿市稲生町 7992）

[ N 34° 50′ 43″ E 136° 32′ 13″ ]

### 3 訓練想定

地震により、中高層建物の屋上に逃げ遅れた要救助者が発生している。

### 4 訓練主眼

- (1) 関係機関の連携及び情報共有能力向上
- (2) 同一空域の複数機体と連携し安全な運航体制の構築

### 5 参加機関

富山県消防防災航空隊

三重県防災航空隊

### 6 訓練要領

レーシングコースセンターハウスの建物屋上に逃げ遅れた要救助者をホイスト救出し、伊勢湾ヘリポート（仮想病院）へ搬送する。

### 7 特記事項

- (1) 活動は、「訓練全般統一事項」及び「部隊運用訓練（2日目）統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は、訓練要員の指示に従うものとする。
- (3) 航空機相互間の無線交信にあつては、航空波（                    ）を使用すること。
- (4) 活動指示及び安全運行上必要な事項は、三重県緊急消防援助隊航空部隊受援計画「事案受付・活動指示及び結果報告書」（様式4）及び口頭により航空指揮本部にて付与する。



8 訓練現場図 鈴鹿サーキット地図（中高層建物救出訓練場所）



## 第 4 閉 会 式

## 閉会式

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 12時30分から13時00分まで

### 2 実施場所

メイン会場（メインスタンド前）

### 3 参加者

#### (1) メイン会場訓練参加隊

訓練終了後、各車両の機関員を残し、閉会式に参加すること。

#### (2) サテライト会場訓練参加隊

訓練終了後、県大隊指揮隊1隊のみ、サテライト会場からメイン会場に移動し、閉会式に参加すること。

### 4 参加要領

(1) 実動訓練終了後、訓練参加者は放送及び運営係員の指示のもと、速やかに整列するものとする。なお、車両及び資機材等の撤収又は管理が必要な場合は、適宜、隊員等を残留させるものとする。

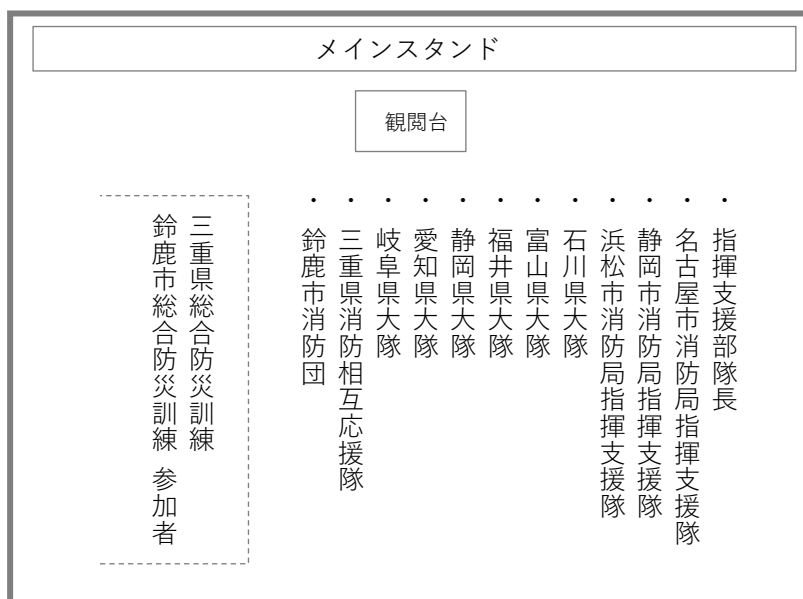
(2) 整列は、旗手、各隊の責任者、隊員の順に整列すること。

### 5 徹底事項

(1) 服装は、指揮支援（部）隊長、各県大隊長、旗手にあつては活動服とし、それ以外の訓練参加隊員にあつては訓練実施時の服装とする。

(2) 指揮支援部隊長は、進行員のアナウンスにより、消防職団員に対し号令をかけること。

### 6 閉会式 整列隊形図





## 引揚要領

### 1 実施日時

令和6年12月22日（日） 各訓練会場 部隊運用訓練終了後

### 2 引揚要領

#### (1) メイン会場訓練参加隊

閉会式終了後、鈴鹿サーキットAパドック（以下「Aパドック」という。）で弁当を受領すること。なお、Aパドック内で飲食をしてもよいこととするが、14時00分までには同場所を出発すること。また、弁当代金の支払いは、県大隊ごとに現地での現金決済のみとし、極力、釣銭が生じないようにすること。

#### (2) サテライト会場訓練参加隊

ア 県大隊指揮隊以外の訓練参加隊は、訓練終了後、13時00分を目途に撤収を完了させ、閉会式に参加することなく、各サテライト会場に配布した弁当を受領すること。なお、各サテライト会場内で飲食をしてもよいこととするが、14時00分までには同場所を出発すること。また、弁当代金（閉会式参加の県大隊指揮隊分を含む。）の支払いは、現地での現金決済のみとし、極力、釣銭が生じないようにすること。

イ 県大隊指揮隊は、訓練終了後、速やかに資機材を撤収し、12時20分までにメイン会場に到着するよう出発し、閉会式に参加すること。車両の駐車場所はAパドックとする。

同隊は、閉会式終了後、Aパドックで弁当を受領すること。なお、Aパドック内で飲食してもよいこととするが、14時00分までには同場所を出発すること。





**緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練  
三重県実行委員会事務局**

(三重県防災対策部 消防・保安課内)

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL : 059-224-2108 FAX : 059-224-3350

E-mail : shobo@pref.mie.lg.jp